

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成26年那智勝浦町議会第3回定例会)

平成26年9月10日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1	認定第1号	平成25年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定について……………	113
日程第2	認定第2号	平成25年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	113
日程第3	認定第3号	平成25年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	113
日程第4	認定第4号	平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	113
日程第5	認定第5号	平成25年度那智勝浦町住宅地資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	113
日程第6	認定第6号	平成25年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	113
日程第7	認定第7号	平成25年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	113
日程第8	認定第8号	平成25年度那智勝浦町下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	113
日程第9	認定第9号	平成25年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	113
日程第10	認定第10号	平成25年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	113
日程第11	認定第11号	平成25年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	113
日程第12	認定第12号	平成25年度那智勝浦町水道事業会計決算認定について……………	113
日程第13	認定第13号	平成25年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定について……………	113
日程第14	報告第17号	那智勝浦冷蔵株式会社経営状況について……………	159
日程第15	報告第18号	健全化判断比率の報告について	
日程第16	報告第19号	公営企業会計に係る資金不足比率の報告について	

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	左 近 誠	2番	荒 尾 典 男
3番	下 崎 弘 通	4番	森 本 隆 夫
5番	蜷 川 勝 彦	6番	湊 谷 幸 三

7番 田中幸子
9番 松岡大輔
11番 中岩和子

8番 東信介
10番 山縣弘明
12番 引地稔治

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町長	寺本眞一	副町長	植地篤延
教育長	森崇	消防長	塩崎文二
参事 (総務課長)	城本和男	参事 (教育次長)	瀧本雄之
総務課新病院 建設推進室長	浪花潔	会計管理者	田代雅伸
病院事務長	喜田直	税務課長	久原章功
住民課長	玉井弘史	福祉課長	大江政典
観光産業課長	松下安孝	建設課長	橋本典幸
水道課長	藪根敏夫	総務課副課長	矢熊義人

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 伊藤善之
事務局主査 寺地強
事務局副主査 疋田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開議

〔4番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 平成25年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 平成25年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 平成25年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 平成25年度那智勝浦町住宅地資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 平成25年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 平成25年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 平成25年度那智勝浦町下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9号 | 平成25年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成25年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 認定第11号 | 平成25年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 認定第12号 | 平成25年度那智勝浦町水道事業会計決算認定について |
| 日程第13 | 認定第13号 | 平成25年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定について |

○議長（森本隆夫君） 日程第1、認定第1号平成25年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、認定第13号平成25年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定についてまでを一括上程議題とします。

昨日で一般会計、特別会計、企業会計についての説明が終わりましたので、質疑に入ります。

それでは、認定第1号一般会計についての質疑を行います。

まず、歳入、款1町税9ページから款21町債42ページまでと、1ページから8ページまでの歳入の部分を含めて質疑を行います。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） お尋ねします。

多分これは予算のときに聞かれたかと思うんですけど、私予算のとき議員でなかったの聞いてないんで、再度の質問で申しわけないですけども、質問させていただきます。

22ページ、節1の、款4の土木費のうちの社会資本整備総合交付金の中の公営住宅長寿命化計画策定事業とありますね、これ内容、どのようなものなのか教えてください。

それとですね、26ページ、款2民生費補助金、節12社会福祉施設等対策事業補助金、これで説明でライフジャケット及び避難用車というふうに聞いたんですけども、この避難用車というのはどのようなものなのかということをお伺いします。

それと、款5商工費補助金、節4急速充電設備電気基本料金補助金、これは那智駅交流センターの電気自動車用の補助金なんですか。

これだけです。よろしくお願ひします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいま御質問の22ページ、目6土木費国庫補助金のうちの社会資本整備総合交付金、備考欄記載の公営住宅等長寿命化計画策定業務の内容につきましては、現在本町には146戸の町営住宅がありますが、今後それを維持管理していく上でどうしても老朽化している部分が多いものですから、その傷みぐあいを調査しまして補修する部分を決定いたしまして、優先順位、まずどれから補修していくかという順番を決めまして、それを年度ごとに今後、この委託業務の報告書に基づいて工事をしていくという調査でございます。この調査がなければ国費の対象になりませんので、この長寿命化の策定業務をまず最初に策定しまして、それから国費を受けまして順番に町営住宅を少しでも長く維持管理できるように修理していくという業務委託でございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えいたします。

26ページ、節12社会福祉施設等対策事業補助金59万7,000円のその避難用車ということでございますけども、アルミ製のリヤカーのようなもので、これは品名で言いますと、おでかけひなん車、もう一台は、ハイ・おさんぽカーというものでございます。それぞれ1台ずつ避難用、津波対策として保育所、下里と宇久井へ配備させていただきました。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

30ページの急速充電設備電気基本料金補助金についてでしたが、これは那智駅の道の駅「なち」に設置しております急速充電器の基本料金に対する県の補助でございます。25年度につきましては、申請の時期の関係で11カ月分、1カ月1万1,000円の補助を受けております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蛭川君。

○5番（蛭川勝彦君） 先ほどの公営住宅長寿命化、ありますね。これは耐震診断も含まれるのでしょうか。

それと、避難用車、アルミ製のリヤカーのようなものだとおっしゃってますけれども、これは保育時、全ての方がそれに乗って避難できるようなものなのか。それで、保育士の方は多分女性の方が多いと思うんですけれども、その津波避難というときは高台へ逃げる必要がありますね。傾斜があるところを女性の方が十分引いていけるような車なのでしょうか。

それから、那智駅交流センターの急速充電設備についてですけれども、この那智駅交流センターの駐車場とトイレは国の管轄だと思うんですけれども、ここも、駐車場、トイレ及びこの急速充電施設は那智勝浦町の管理のもとにあるのでしょうか。これをお伺いいたします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

〔6番湊谷幸三君「議事進行」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君） はい。

○6番（湊谷幸三君） 後段の、3番目の質疑はそれで歳入でいいとは思いますがね、前段の2つの質疑は歳出でもらたらどうでしょうかね。歳入ではなくて歳出で。執行部分ですのでね、どうでしょう。というのはですね、議長、議会報を編集するとき、その今の質疑を歳入のほうで持っていくと、何かそこがあるような気がするんです。

○議長（森本隆夫君） 5番議員に申し上げます。

今の議事進行のとおりでございまして、歳出でまた質疑お願い申し上げます。

○5番（蛭川勝彦君） 承知いたしました。

3番目の質問についてお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 急速充電器のことについてお答えします。

設置場所は那智駅の道の駅内でございますが、急速充電器が設置されている駐車場部分、勝浦側の駐車場部分については町の土地及び町が借りている土地となっております。そこへ設置につきましては、県のほうの100%補助をいただきまして平成24年度事業で設置したもので、施設そのものは町の所有する施設となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それじゃ3点ほど質疑させていただきます。

汚水処理施設の関係で、13、14ページに衛生費分担金、汚水処理施設分担金で収入済額が18万円ですね。それから15、16で衛生使用料の汚水処理施設使用料でもって418万6,150円が計上されております。そういうことで、この後、85ページに執行状況というので歳出が載ってあるわけですが、そこどうまく数字が合わんのですね。

そこでお尋ねしますが、これ以外にこの汚水処理施設の歳入というんですか、収入はほかにあるんですか。

それが1点と、17、18ページですね。農林水産使用料で漁港使用料402万395円が計上されてありますね。これ前年度と比べて27万4,798円の減額ということですが、これはですね、私、宇久井漁港しか知らないんですけど、前にも担当課のほうへ1隻分あいたあるでと。それ3万円なり4万円なりいただくんですからね、1隻。一遍広報か何ぞで募集かけたらという話も去年かおとししたと思うんです。だけど、そのままになっておる。

今は3隻分あいてあるんですね。だけど、どうも広報でもって募集した形跡がないと。そういうことで27万4,798円も減額されてあります。3万円としますとね、平均。9隻分ですんでね、まあ小金島漁港、那智漁港、宇久井漁港、この3港をもう少し精査すれば、それはあいてあるところもあると思うんですよ。じゃないと、これ減額になるはずがないんですからね。同じ船つけてある。まあそういうところでひとつお考えをお聞かせ願いたい。

また、各漁協に35万円ぐらい、105万円ですかね、各漁協に単協にもってこれの管理料として渡してあるんですんでね、補助金かなんか知りませんが、渡してある。その点についてもひとつ、これは歳出ですけども、そういうことがあって、漁協任せにしないで、ひとつ担当課のほうで月に1回なり、二月に1回なり回ってね、ちゃんと係留場所と係留船とがうまくマッチしてあるか調べたほうがいいんと違いますか。

そして、同じページですけどね、商工使用料ですね。この体育文化会館使用料1,265万3,875円が計上されてある。前年度と比較して52万1,315円が増加してあるんですね。昨年度、この下崎議員が指摘しておりましたね、こういうことで。同じ財布の中でキャッチボールしているというのはおかしいかと。町長はですね、今後の課題としたいと、そのことについて。まあよくわからないんですけども、検討するということだと思いますけど、この結果、どうされた、去年のままですか。それともおとしに戻したんかどうか、ひとつその点も御説明願いたい。

○議長（森本隆夫君） 水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 那智の郷汚水処理施設の関係でございますけども、歳入につきましては分担金及び負担金の汚水処理施設分担金と、先ほど言いました使用料の汚水処理施設使用料、これのみでございます。

分担金につきましては、加入分担金1世帯18万円、それから使用料といたしまして家事用で10立方メートルで1カ月1,000円、超過料金が1立方メートルで140円と、業務用で15立方メートルで1カ月2,400円、超過料で220円、臨時用で10立方メートルで7,500円、超過料で240円ということになっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えさせていただきます。

漁港使用料につきましては、昨年度より27万4,798円の減額となっております。これは議員御指摘のとおり、あいている部分も出てることもあろうかと思いますが、この係留の隻数につきましてはそれぞれ地域の漁協の関係者、漁民の方等から構成する運営協議会を設置しまして、その中で係留数を調整していくということもでございます。そんな中で、議員おっしゃられるとおり、町の担当者もそういった状況を確認して、そういう場で議論するのも必要かと思われれます。今後はあきが余り生じないように、また、漁業者の利用に支障がないように、そういった面、努めていきたいと思えます。

次に、体育文化会館の使用料でございますが、昨年、同じ財布の中でという部分もございました。これにつきましては、課内でそれを話するときもございますが、結論をまだ出し切れれておりません。全体的な使用としましては、24年度1,250回、それが1,207回、若干落ちているようですが、この歳入を説明させていただきましたときに申しましたように、冷房等の使用がふえている、冷暖房の使用がふえているということで、そういった電気代等々の使用料、そういったのがふえて、昨年より若干プラスになっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 汚水処理施設の関係ですがね、課長。これはね、85ページにこの執行状況といいますが、85ページに歳出で載ってますね。その歳出のその根拠はですね、そのもとの根拠は、この処理施設の分、収入と分担金でもってチャラにすると、ゼロにすると。もちろん基金へ繰り入れると、その残ったやつは基金へ繰り入れると。収入があつて、歳出があつて、その残った部分は基金へ繰り入れるということになって、そういう計算の仕方をしてると思うんですよね。

だけど、これ勘定しますと違うんですよ、これ。予算では歳出の部分のところと収入の部分のところと同じなんで534万1,000円だったと思うんです。というのは予算では、分担金は1,000円と、使用料が534万円だったと思うんですよ。ちょっときのう見たんですけど、恐らくそうだと。534万1,000円の中で支出してあるんですね、予算をつくってある。

だけど違うんですね、これ、数字が。前も違うんですよ、去年のも見てみた。平成24年度の決算も見てみたら違うんです。何で違うのかなと。電卓は間違いませんで、ちょっと計算して、また後で答弁してください。答弁してくださいよ。

漁港の運営協議会みたいなものをつくって、もちろん遊漁船の方、漁協の方、役場で、3者でつくってあるんですよ、そういう団体を、協議する団体を。

でね、前からね、漁協は、まあ宇久井の場合ですね、小金島は知りませんよ。恐らくあの那智漁港もそうだと思いますけど、漁船のついてる場所はここからここまでと、こっちから向こうとこっちからこっちは遊漁船やと、すみ分けしてあるんですよ。漁協がね、漁会の人やね、

漁協の人がですよ、組合員ですよ、調べてあるわけじゃないですよ。漁協のところだけは遊漁船が入ってきてもうたら困るんで、そら目を光らせてると思いますけどね。だけど、遊漁船の部分については、もう我関せずですよ。

その管理は町なんでね、やっぱり町が主体性を持って管理すると。それはもちろん利用者の意見も聞かんといけませんよ、独善ではいけないと思うんですけどね。だけど、主体性を持って管理すると、そういう姿勢でもって漁港を管理していく。というのは、お金出すのは町ですんでね。彼らは遊漁船も含めてですよ、それは漁協も含めて分担金というのを、受益者分担金出さんのですからね、そのかわり、遊漁船は使用料を出すと、そういうことなんです、ひとつ主体性を持ってやってくださいよ。

さっき私が言ったように、一月に一遍はそこを見に行くと、調べに行くと、不法係留がないかも含めてですよ。ひょっとしたら不法係留があるかもしれませんよ。あなた方の帳面に載ってないのが係留してあるかもしれませんよ。まあ一時的にしろね。もう少しきちっと管理していただきたいと思います。

そして、ここですよ、町長がね、町長にも責任ありますよ。今後の課題としたいと、そこまで、どういう意味か知りませんがね、そこまで言い切ったんですからね、質疑の中で。やっぱりここで答弁したことについては責任持ってやってもらいたいと。私ここで質疑しなかったら来年また同じようなことするんでしょう。いや、悪いと言ってるんじゃないんですよ。

私は体文が昔、こういうふうな資料、ことし資料ありませんけどね、以前は資料があったんですよ、体文だけの資料が、この収支の資料がね。その中で体文は2,000万円ぐらいの赤字やないかという話を毎年されると。私もよく個人的に担当課に言うたんですよ。そしたら、減免した分も含めて一遍ちゃんとしたやつで持ってきてみたらどうだと。ひょっとしたらその半分は町やとかそういう関係の団体が使うて減免して、ただにしたったあるからこういう数字になったと違うんかと。一遍そういうのも出してみたらという話もしてね、悪いと言ってるんじゃないんです。検討すると言った限りは検討してほしいと、そういうことです。

○議長（森本隆夫君） 水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 議員おっしゃるとおり、数字が合ってません。またこれ後日調べましてまた御報告させていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

漁港の係留につきましては、議員おっしゃられたとおり、我々も積極的に現場の確認を行い、不法係留の監視等々も含めて積極的にやっていきたいと思います。その中で係船可能な部分を把握した中で、そういった十分な施設利用できるように努めてまいりたいと思います。

それと、体育文化会館につきましては、議員おっしゃられるように減免利用が余りにも多いということで、昨年、24年度からこういう形にやっております。その部分も、そういった部分がどんなふうに戻ってきたのか。ことしの決算を見ますとやはり約2,000万円を超える金額の赤となっております。ですから、その辺ももう一度精査しまして考えていきたいと思いま

す。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 課長、24年度もこんなになってるんですよ、合わんの。何で合わんのという原因をひとつ調べてほしいと思いますわ。

ささいな金額ですんで、ここで目くじら立てるわけにもいきませんが、間違うたあるんだからね、間違えないようにしてもらわんとね。ここで決算認定しましたというわけにはいかまいと思うんですよね。まあひとつ早急に調べていただきたいと思います。

そしてですね、この漁港使用料ですが、これね、私も船持ってますんで、2隻もあきますとね、同じところが2隻もあきますと、ちょっと風、まぜの風やとか、こちの風やとか、西の風やとかというて、そういう風がちょっと強いときは係留したら小さな船ですんでね、皆、遊漁船は。ずっと流れてね、真横になってつけにくいんですよ、岸壁へ。だから、ここの係留しているものも、やはりきちっと詰まったほうが係留しやすいんですよ。船をとめやすい。そういう人の意見聞いたらね、早いとこ町はここへ募集したらええのにね、してほしいねという話をよく聞きますんで、狭いのはまた面倒ですけどね、やっぱりある程度きちっと、ある程度の幅があるほうがええんです、幅。広いのもあかんし、狭いのもあかんのです。ちょうど今ええぐあいに皆さん係留してますんで、3つあいてますんでね、ひよっとしたら手前のほうはまだあいてるかもしれません。私が把握してるだけで宇久井漁港だけで3つあいてる。まあそういうことです。一つ一つ精力的にね、せっかくの漁港ですので管理していただきたいと思います。

それで、体育文化会館の使用料についてはいいです。これでもう結構ですがね、やはりあそこも2,000万円からいつも赤字というたら、もちろん体育文化会館という性格上、これ黒字になるのはおかしいんですけどね、まあ赤字で、体育館が赤字になって、学校の体育館なり体育センターが赤字になってけしからんというわけにはいかまいと思うんです。そういう利便性も、スポーツの振興とかいろいろ文化の振興とかということで、そういうことで町民に対する利便性も考えてあげんといかんの、赤字になっても、それはもう仕方ないことないんやけど、こういうふうな資料で、以前はこういう資料を出してあったんでね、こういう資料をひとつ決算のとき、私おらんかもしれませんが、来年改選ですのでね、来年の決算審査のときは資料を出していただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 今議員おっしゃいました漁港の使用につきましては、積極的に精査しまして努めたいと思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 訂正します。あるそうです。私見てないだけです。済いません。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 6番議員さんとちょっと関連したあるんですけど、18ページのその係船料なんですけど、去年までフィッシャリーナって、これおりとのことかな。ことしの説明で係船料等、フィッシャリーナの使用料ということで漁港使用料の説明があったと思うんですけど、フィッシャリーナっておりとのことで、おりとで使うと幾らというような形で取りやるんかなあと思うて、その辺と、6番議員さんとの関連なんですけど、遊漁船の中で、もう置きっ放しで多分お金払ってないんちゃうんかというやつもよく聞くんです。その辺が1点と、もう一点は、16ページなんですけど、目3の災害復旧費分担金で節2の農林水産施設災害復旧費分担金で、これ妙法大雲取線かなんかやと、ちょっとちゃんと聞けなんだんですけど、これはこの地元分担金で、どこが地元なんかなあと思うて、その辺だけ2点お願いします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 失礼しました。お答えいたします。

まず、漁港使用料につきましてですが、フィッシャリーナの使用料、これは那智漁港に併設されているフィッシャリーナの使用料でございますが、これはちょっと今単価は資料持ち合わせてないんですけども、1メートル当たりの単価にその船の長さを掛けて料金を決めさせていただいて徴収するものです。

そして、係船料の滞納ですけども、ことしの場合は滞納は現在ございません。昨年、一昨年、少し滞納する方もございましたけども、年度締めましてすぐに納めていただけたらとか、そういうものでございましたので、現在のところ滞納についてはございません。

それと、災害復旧費分担金の農林水産施設災害復旧費分担金ですけれども、これにつきましては林道大雲取線の災害復旧に係る地元分担金です。林道大雲取線につきましては、那智勝浦町森林組合の管理する林道ということで、分担金につきましては那智勝浦町森林組合からいただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） フィッシャリーナというたら、あの浮き桟橋、何のことを言うんですか。

もう一つ、例えば、年度年度で遊漁船に許可受けてるやつやったら、何かタグをつけるとか、わかりやすくしたら先ほど6番議員さんも言われてた無断でとめるやつもなくなると思うんですけど、その辺はちょっと歳入の質疑から離れるんですけど、済いません、この2点だけお願いします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） まず、フィッシャリーナの場所でございますが、那智漁港の事務所に近いほうの金属の浮き桟橋のことでございます。

それと、使用料につきましては4月に全件決定しまして使用料の納付書を送らせていただいております。そして、申し込みがありましたときに許可書を交付してお渡ししていますので、それを船の中に提示する、あるいはどこか見やすいところに張っていただくということをやっただけであれば大丈夫かと思っております。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 2点お伺いいたします。

まず10ページ、町税についてであります。いろんな御苦勞、御努力の末、この意見書を拝見しましても徴収率が相当改善されていると、ほぼ9割ぐらいまでに至っているというところが見受けられます。そういうことで改善はされておるんですが、その中でも、この意見書にも書かれてありますように「やむを得ないものであることは理解しているが、税の平等性、公平性の観点から時効消滅による不納欠損は町民の理解を得ることは難しい」とされております。

そこでお伺いしたいのが、最も件数の多い時効消滅263件となっておりますが、これら、まあそのほかにもできれば具体的な金額、どれぐらいのものなのか、時効消滅や倒産、死亡などの件数以外の数字もお教えいただければと思います。

もう一点、34ページ、総務費寄附金のところであります。ここでふるさと納税のお話がございましたので、ふるさと納税の効果としてはどのようなものがあるかについてお教えください。

○議長（森本隆夫君） 税務課長久原君。

○税務課長（久原章功君） 不納欠損の御質問についてお答えいたします。

内訳ですけれども、倒産等で3件1,113万2,594円、死亡で件数21件で62万9,052円、生活困窮で69件345万5,004円、所在不明で15件73万2,680円、時効消滅で263件の587万8,434円、合計いたしまして371件の2,182万7,764円となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） ふるさと納税の関係でございます。ふるさと納税、ふるさと寄附につきましては、那智の滝源流水資源保全事業基金寄附金の関係と、それから那智勝浦町まちづくり応援基金寄附金の関係がございます。

特産品がもらえる、税額が控除されまして全国的にふるさと納税、ふるさと寄附への関心が高まりつつあります。平成25年8月にふるさと納税に特化したウェブサイトふるさとチョイスに登録をしたことによりまして全国的に認知がされまして、寄附の件数がふえてございます。平成25年度で951件、この合計額になりますが、1,347万9,144円となっております。ちなみに昨年度、24年度につきましては9件の112万5,000円となっております。平成24年から3,000円の産品を送らせていただいております。今26年につきましては4,000円の産品の送付を行っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 先ほど御説明のありました不納欠損によりますと、金額的には、やはり倒産が最も多いということがございます。この金額に達するまでにいろんな努力をされてきているかと思いますが、具体的にどのようなことの結果、こうなってるかということをご参考にお聞

かせいただければと思います。

それから、時効消滅についてであります。時効の中断というような手続はその都度されているのかどうか、その点も確認をさせてください。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 税務課長久原君。

○税務課長（久原章功君） 不納欠損に至る過程ですけれども、調査とか、財産調査いろいろと差し押さえできるかどうかとか、いろいろ調査いたしまして、できない部分については不納欠損という手続でやらせていただいております。

倒産につきましては清算、破産管財人さんのほうで引き継がれるんですけども、そこら辺でこちらのほうで管財人さんに清算した後に納めてもらうものは納めていただいているということ、できないものは不納欠損で落とさせていただいております。

そして、時効の中断のお話ですけれども、時効中断につきましては督促状を発したり交付要求、催告状を送ったりとか、そして差し押さえ、そして納付があったときに時効が中断されるということになってございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 法律的な知識はさほど持ち合わせていないんですが、時効の中断を経て、それでこれだけの件数があるという理解でしておいてよろしいでしょうか。

ということともう一点、差し押さえ件数もこのお配りいただいております事務報告を見ますと相当御努力いただいている成果がうかがえます。それはそれで確認できますので、その時効消滅の件数がやはり多いなというところについてもう一度、その時効の中断を経てこういうことになってるのかどうかということをお教えてください。

○議長（森本隆夫君） 税務課長久原君。

○税務課長（久原章功君） 時効消滅の関係ですけれども、以前は長期の分納誓約をやっていたんですけども、その方たちは納付見込みが、まあ納付しても追いつかないという方がございまして、たまる一方ということで、財産に、資金力に余裕がない方ということで、調査はしているんですけども、一部納付している間に時効になってしまったという方が時効消滅ということになってございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと1点だけお尋ねします。

18ページなんですけども、廃棄物処理手数料の指定ごみ袋なんですけども、2,500万7,500円ですか、これちょっと説明があったかどうか聞き漏らしたんですけども、この売り上げた冊数ですね、どれだけあったんかだけ、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） お答えいたします。

平成25年度実績は13万850冊でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 課長、ちょっと計算、この主要施策の成果の資料の中で確認したんですけども、この24年度末の残数と25年購入数と、25年度末の残数、これを差し引きしましたら13万2,950になるかと思うんですけども、ちょっと数字が違うんですけども。

それとですね、販売しますよね、販売してこれだけの2,000万円からの大きな額が入ってきてるんですけども、これについては、その元請業者がありますね、町から依頼。そこから一括して納付されるのか、それとも町内で小売業者何軒もあるんですけども、そういうところから個々に納めるのか、ちょっとこれ私わからないのでその辺、確認させてください。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） お答えいたします。

事務報告と主要施策との数字の精査につきまして、ちょっと手抜かりがございました。事務方のほうで担当者から入っております現在の私の手元資料では13万850冊となっております。

あと、取りまとめ業者様が1社、やっつけていただいておりますが、手数料の支払いについては月ごとに取りまとめ業者様が私どもに請求いただいて、明細に基づいて手数料、売り払い手数料を支払っております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） この主要施策の成果とちょっと数字が違うので、この点、十分精査していただきたいと思います。

それで、その確認ですけども、元請業者が各小売業者から、まあ販売しますよね、それを一括して納めて、手数料についても歳出のほうなんですけども、それについてはそこから個々に渡すということで理解してよろしいですか。それとも町から手数料を渡しているのか。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 主要施策の数値については精査させていただきます。

あと、売り払い手数料につきましては、取りまとめ業者様がトータルの月ごとの数字を私どもに報告いただきまして、私どもといたしましてはそれぞれの販売店に直接口座に個別に振り込みはいたしております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔6番湊谷幸三君「議事進行」と呼ぶ〕

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 今の質疑聞いておりますと、事務報告では12万6,000冊、課長の報告は13万5,200でしたかね、それは事務報告とも違う。3つ違うんですよ、3つ、3つとも。課長の説明と、ほいでこの事務報告と、ほいで主要施策の成果と、3つ違うんでね、こんなことで

は審査できませんよ、これ、こんなに資料が違うたら。説明も違うし。そこらあたりひとつ議長、ちょっと整理してくださいよ。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 私が今現在手元に持っておる数字は購入冊数が12万6,000冊でございます。大変申しわけございません。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 申しわけありません。補足で御説明申し上げたいと思います。

私が先ほど申し上げました13万850冊というのは、売り払い手数料による冊数でございます。それと、歳出のほうで支出しております購入数量が12万6,000冊、そしてこの販売数量というのは在庫の調整と全体で私のほう、担当がやっておるんですが、その部分の数量が購入冊数と一致はいたしております。在庫といたしまして店の中に、一旦取りまとめ店から発注がありまして取りまとめ店が各店舗に置きます。それが当初に私どもが買って置かせていただいたものでございます。その、例えば1箱単位でいきますので、50箱のうち30売れますと、その30に対しての売り払い手数料を私どもは払っております。ですんで若干数字的な整合性はとれてはおりませんが、流れとしてはこういうことになってございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 今の答弁なんですけども、その13万850冊残ってるということなんです。この在庫のね、主要施策成果の19ページ、19ページに平成24年度末の残数が8万1,350冊ですか、これですね、8万1,350冊、そして25年度中の購入数が12万6,000冊、そして25年度末の残数が7万4,400冊、こう出てるんですね。そしたら、この前年度の残数と購入数を足して、それで25年度のこの残り、残数を引いたら、どれだけ売上冊数があつたということを出てくるんですね、答え。それが13万2,950冊という数字が出てくるんです。ですから、ちょっとその在庫が減っていくというのが、この売り払いのあれが減るといのはちょっとこれ見たら答えと、課長の答弁とこの資料とか違うんでね、その点、どちらが正しいんか、ちょっと確認したいんですけどね。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 申しわけございません。後ほど正しく御報告させていただきます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑なしと認め、歳入に関する部分の質疑を一時中止します。

休憩します。再開10時15分。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時56分 休憩

10時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

歳入に関する部分の質疑を一時中止しましたが、住民課長の説明を追加します。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 先ほどの販売数量、手数料の部分で、きのう私が説明申し上げました歳入の部分の指定ごみ袋分の販売冊数が間違えてございました。販売冊数は「12万6,000」と申し上げたんですが「13万850冊」でございます。訂正いたします。

そして、事務報告の29ページ、後ほどまた差しかえなり訂正をさせていただきたいと思うんですが、まず、清掃管理事務所①指定ごみ袋の販売状況のところでございますが、販売数量と書いてございますところが実際は購入数量が記載されております。上から一つ一つ読み上げさせていただきます。

家庭用可燃ごみ専用袋45リットルが8万550冊でございます。30リットルが2万2,000冊、20リットルが8,350冊、不燃ごみ専用袋30リットルが7,850冊、20リットルが6,250冊、事業用の可燃ごみ専用袋45リットルが4,550冊、不燃ごみ専用袋30リットルはゼロでございます。合わせて13万850冊が販売数量でございます。

先ほど下崎先生のほうから御指摘がありました前年度の事務報告との数値の合わない部分でございますが、台風等災害の際に元請先の倉庫が被災しております。その際に私どものほうで一旦役場でプールしたり廃棄したりするものの数量と、現在受けとめております。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） ただいま住民課長の資料説明の訂正部分がありましたけども、御理解いただきたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） はい、ありがとうございます。

それでは、歳入に関する部分の質疑を一時中止します。

次に、歳出、款1 議会費43ページから款3 民生費78ページまでと、1ページから8ページの議会費から民生費までの部分を含めて質疑を行います。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 52ページをお願いいたします。

非常に細かい疑問点かもしれませんが。企画費委託料、13の委託料ですね。御説明によりますとNHKののど自慢が開催されたという際のものだというふうにあったと思えます。この町から委託料としてこれだけの負担が今回発生したというのは、NHKということでのものなのか、それともこういう趣旨のものはNHKに限らずこういうふうな対応がなされるものなのかということについてを確認させてください。

もう一点、その下の姉妹都市費、聞き漏らしたかもしれません。節9の旅費24万4,290円でございます。御説明によりますと、今回モントレイからの受け入れがなかったという御説明でしたが、この旅費というのはどういった内容のものを示すものなのかについて確認させてください。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） お答えいたします。

NHKのど自慢に係る委託料の関係でございます。

昨年4月14日、日曜日に開催したNHKのど自慢に係る駐車場の警備委託及び会場の設営委託に係るものでございます。NHKからの依頼を受けまして本町がこれに対応したものでございます。

また、姉妹都市費の旅費の関係でございます。

こちらのほうの姉妹都市費の旅費の関係24万4,290円は、友好都市のほうの上松町、長野県上松町ひのきの里の夏まつりのほうに3名と、それから千葉勝浦のいんべやあフェスタのほうに2名参加した旅費となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） まず、1点目の委託料の件でございます。NHKからの依頼を受けてということでございますので、こういった、大変私はいいいことだと思うんですよ、決して反対したりしてるものではありません。こういった趣旨の依頼が他局でも、民放でもあれば、こういうふうな対応が同様になされるのかどうかということも含めてお尋ねさせていただきたいと思っております。

先ほど旅費の件は御説明でよくわかりました。

今回国際姉妹都市委員会が開催されて、モントレパークさんからの受け入れがなかったということなんですが、昨年もしかこちらからのモントレパークに行く人がなかったということでございました。今後こういった状況が継続されていくのかどうかというところを差し支えなければお伺いしたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） NHKのど自慢の関係でございますけども、災害の関係もありまして、本町から申し入れをさせていただいた、NHKのど自慢については本町からこちらへ来ていただけませんかということで申し入れをさせていただいたような事情がございます。

それと、お尋ねをいただきました国際姉妹都市モントレパークの関係でございますけども、24年にはこちらのほうから男性の学生が訪問をいたしました。25年度はこちらの決算の内容でございますが、受け入れがございません。また、この26年についても、今回受け入れがないということで、昨日このテリー鈴木さんの関係の良子さん、奥さんがこちらのほうに見えられておりまして、委員会と今後の方向性についてお話をされております。その時の話なんですが、できれば来年学生さん数名こちらに来れないかなあというふうなお話をいただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 先ほど失礼しました。避難用車4台分についてなんですけれども、これは

津波避難用ということでリヤカーみたいな形ということなんですけども、児童何名乗れて、保育士の、女性の方が保育士の方が多いと思うんですけども、この方が引いてですね、斜面を登ったりそういうことが可能なかどうか。高台へ避難することになりますね、津波が来た場合。

下里ともう一つは宇久井でしたっけ。配付ということなんですけど、下里保育所の場合は上の階が避難所になってたかと思うんですけども、それとの兼ね合いをどう考えているのかというところをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えさせていただきます。

先ほどの避難用の車でございますけども、3歳未満児用でございます。それで、十分今回の配付で人数への対応は可能でございます。

それと、保育士さんが引いて対応できるのかという部分なんですけども、行けるところまで行きます。あとはもう人力で、歩けない、まあ2歳児ぐらいですと歩けますんで手を引いていく、歩けない1歳児であるとか、そういう方はもう多分近所の方も避難してこられてますんで、その方にも応援をいただいて避難するというような格好になっております。

それと、下里保育所の関係ですけども、あれは緊急避難的な部分、今回の遊戯室の上っていうのは間に合わないときはあそこへ逃げるといふうになってます。通常、余裕があるときは山のほうへ逃げるといふのが前提でございますので、そういうときに利用したりさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 少しお尋ねします。2点ほどお尋ねします。

47、48ページの財産管理費の中の賃金、これグリーンピア南紀関係で3名臨時雇いをしていると、その賃金が601万6,080円。このグリーンピア南紀のこの下に委託料でグリーンピア南紀関係で上段から2つ目の警備業務委託からボイラーばい煙測定委託まで、これで506万586円、まあ600万円とで1,100万円ぐらいここに計上されてある。これ以外にグリーンピア南紀関係です、南紀の跡地関係で費用が要ってるかどうか、ほかにですね、それをお聞きしたいと思います。

そして、69ページ、70ページの障害者福祉費の中の報償費、節区分8の報償費ですね、手話通訳士等派遣報償20万1,000円の、このことについてもう少し詳しく御説明願いたい。どういふふうなことをされておるのか、詳しく説明願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） グリーンピアの関係費用についてのお尋ねでございます。

財産管理費の中でグリーンピアの維持管理費用も含まれております。支払済額5,489万1,290円のうちグリーンピアに関する費用につきましては1,296万3,803円。前年度も1,307万4,522円と、ほぼ同額となっております。内訳につきましては、先ほど議員さんもおっしゃっ

ていただいておりますが、賃金の関係で職員は臨時雇賃金2名とかですね、需用費の関係、光熱水費、修繕料、それと委託料の関係、委託料の関係では警備業務委託からボイラー煤煙測定委託まで含まれております。これがグリーンピア関係の総額となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えいたします。

実績でございますけれども、3名の方に73回御利用いただいております。利用状況といたしましては、役場や病院、その他、まあ外出先での通訳がほとんどでございます。

現在利用されている方3名なんですけれども、町内の対象者数、聴覚障害の状況でございます。身体障害者手帳所持者数は79名でございます。2級から6級まで。その中で手話通訳が必要な方っていうのは2級程度、2級が主というふうに考えております。3級から6級の方につきましては補聴器で十分対応できるというふうに考えております。

それと、手帳申請の理由といたしまして、補聴器購入費用の補助が受けられるために手帳を申請される方も高齢者の方にはおられます。手話が必ずしも必要ではないという方がおられます。実際、町内で手話が必要な方っていうのは実際3名でございます。今現在うちがつかんでいる人数は3名でございます。

一応状況といたしましてはそのような状況でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それでは、グリーンピア関係ではこの賃金と委託料、それに修繕料合わせて1,296万3,803円というのが25年度の決算ですね。よくわかりました。

それでですね、この手話がどうしても必要な方が3名ということですか。本町では、手話もやってますね、よく、会合なんか行きますとね、講演会なんか行きますとね。だけど本町、まあ新宮の方も見えておられるかもしれませんが、新宮やこの近辺の方も見えておられるかもしれませんがね、那智勝浦町の方だけだったと仮に限定したら、全部皆さん来てもらって、3名の方に手話通訳をしていると、そういう受けとめ方でよろしいのでしょうかね。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） そのとおりでございます。3名の方でございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） そしたらですね、あれですね、町がこのここに書いてある20万1,000円の手話通訳士等派遣報償ですか、この20万1,000円については、講演会とかそういうところで手話通訳を必ずしもしているということではなしに、この3名の方といろいろお話し合いする上で、役場だけであつたら、役場の職員であつたら手話できませんわね。その人たちに手話通訳をできる人に一緒に行ってもらってコミュニケーションをとると、そういうところで20万1,000円を支出しているということですかね。必ずしも講演会とかそういう会合でもっての手話通訳人に対する報償ということでもないんですね。その点どうですか。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 個人からの要望でございます。それと、手話通訳士単価でございますけれども、1時間当たり2,000円というふうな格好になっております。手話奉仕員は1時間当たり1,000円、派遣の旅費につきましては1キロ当たり15円というふうな算出根拠になっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） 60ページの節区分の14ですね、使用料及び賃借料でポスター、選挙のポスターですね、これ町長選の40万9,500円と参議院の場合と金額が違うので、これ場所とかいろいろ違うのかですね。9万8,595円、違いが出てますんで、それちょっとお伺いしたいのと、あと76ページ、節区分の19ですね、これちょっとここに運営交付金、備考欄にあります。1億1,783万円のこのこのこの説明、ちょっとお伺いしたいんです。お願いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課副課長矢熊君。

○総務課副課長（矢熊義人君） 町長選挙のポスター委託料と参議院のポスター掲示場の委託料で若干金額が違うということですが、一応執行の日がちがうんで、その都度業者さんに見積もりをとっております。一番低額な業者さんと契約して執行していただいているんですけども、この時期が違うということで、これはもう見積もりどおりの金額になっておりますので、その点同額ということとはちょっと、まああり得るかもわかりませんが、このときは違ったということになります。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えさせていただきます。

これは保育所に対する運営費交付金でございます。1億1,783万円の内訳につきましては、天満保育園が3,940万1,760円でございます。わかば保育園が7,475万5,930円でございます。そのほか、町外の保育園に367万2,710円の支出でございます。トータル1億1,783万400円でございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） このポスターの件ですけど、やはりその都度その都度で金額がこんなに違うというのは、まあ25%ぐらいの違いが出てますんでね、この短期で。余りちょっと違い過ぎるんじゃないかなあと思うんですけども、そこら辺は見積もりごとに余りにも違う金額というのはおかしいと思われても仕方ないんじゃないですか、これちょっと。

あとのその保育所のことはわかりましたのでいいです。

○議長（森本隆夫君） 総務課副課長矢熊君。

○総務課副課長（矢熊義人君） 今ちょっと資料を持ち合わせてないんですけども、看板の大き

さとか違いますので、その辺かと思われるんですけども、はっきりしたことはちょっとこちらで言いかねますので、調べてまた後で回答させていただきます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 濟いません、66ページの老人福祉費の中の報酬ですか、備考欄に長寿社会づくり委員会報酬、ちょっと濟いません、そんな委員会あったの知らなんだんですけど、その辺ちょっと説明お願いします。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えさせていただきます。

もうこれは以前からある委員会なんですけども、高齢者のこととか介護のこととか、そういうところの内容について検討していただいて、それをまた町長に諮問して、まあ今度の介護保険制度の改正に伴う第6期の事業計画とか、そういうことも今検討していただいております。そういう団体、委員会でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑なしと認め、歳出の議会費から民生費までの部分の質疑を一時中止します。

次に、款4衛生費79ページから款6商工費104ページまでと、1ページから8ページの衛生費から商工費までの部分を含めて質疑を行います。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） ページ90ページ、農業振興費の中の負担金、補助及び交付金、その中の一番下、備考欄一番下、青年就農給付金825万円についてお伺いいたします。

これはきのうの説明では7名分というふうに伺っているんですけども、この事務報告を見ますと8名になってるんで、どちらが正しい数字なのかということをお伺いしたいのと、それから、これは土木ですけれども、先ほどお伺いいたしました公営住宅長寿命化計画策定業務委託420万円について、これは耐震診断も入るのかどうかというところをお伺いいたします。

それだけお伺いいたします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

青年就農給付金の件数、事務報告の数字と私の昨日の説明、違っているということでしたが、これは事務報告のほうが正しく、私の説明、誤っておりました。申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 今の件について引き続き質問しますけれども、その1件150万円掛ける8だと825万円にはならないかと思うんですけども、この辺の違いはどこにあるんでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

この制度は就農から5年間、あるいは45歳に到達するまでとなっております。したがって、就農から5年を経過した方についてはその年度の途中であってもその後支払いがされておられません。ですから、半年ごとの清算になりますので、8名のうち5名につきましては半年前半で終了した方と年度の途中から始まった方、こういう方が5名おります。そして1年間通じて給付された方が3名おります。合計825万円となるものでございます。

○議長（森本隆夫君） それじゃ蜷川さん、あとの範囲やあとの質問は。

○5番（蜷川勝彦君） ああそうですか。濟いませぬ、間違いましてどうも申しわけありません。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） お尋ねをいたします。

先ほどこの青年就農給付金というのであれなんですけど、お尋ねがありましたけど、これについてもう少しどういう条件でどういう、まあよそからおいでた方とか、いろんな条件とか、そういうふうな、これの内容をもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

青年就農給付金につきましては、年齢として45歳までの方、そして就農から5年までの方。ですから、例えば44歳でそういう就農されて受ける場合は1年間だけ、そういう形になります。そして、それぞれの地域の営農計画の中にその方が将来の担い手として位置づけられている方という条件がございます。そういう方が現在、昨年の場合8名の方がそういう方として新しく就農活動されている方ということで位置づけて給付金を給付させていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 新しく就農されている方ということでございますんで、お若い方でも、ずっとやってらっしゃる方は新たにこれを受けるといことはできないわけですね。

それと、新しく就農されている方というんでしたら、よそからおいでた方とか、そういうふうな特定な方ということに限られるのでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 以前から就農しておりまして5年以上を経過している方については支給はされません。そして、例えば別の地域から来た方、そういった方も対象になりますし、自宅でやってる中で親御さんの部分を引き継いで、別に独立した場合、引き継いでやった場合はまたそれぞれ個別に検討になってきますけども、別に独立して自立した形で始められた方についてはその対象となってきます。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） それは専業農家でなければだめということでございますか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 専業農家でございます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 94ページで林業振興費の中の節の15です。工事請負費で藤棚2つで180万円もかかるもんなかなかあと思うて、大きいもんなか、その辺ちょっと御説明をお願いします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

94ページの工事請負費につきましては、円満地公園のプールのそばに設置しました藤棚の2基分でございます。この藤棚は縦横8メートルの正方形で高さ4メートルというものになっております。設計して積算して入札する中で180万2,850円という執行額になっておりますので、そういう形で執行させていただいております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） これは8メートル、8メートル、1つですか、2つですか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 申しわけありません、2基でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 済いません、82ページの委託料の一般廃棄物処理基本計画策定業務委託と循環型社会形成推進地域計画策定業務委託、この金額ですけども、太地町と共同でやっていると、この金額が、まあいうたら共同でやった場合、倍ということで、その半分は太地町が負担しているということで理解してよろしいか、その点確認させてください。

そして、それからもう一点なんですけども、100ページの一番下段の委託料のモニュメント作製委託繰越分で851万9,639円ですね。これについて完成式をされてたんですけども、その説明を聞いておきますと、まだ13名で、9名ほどまだもらってないんだということなんですけども、これは今後どうされるのかということをちょっと確認させてください。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） お答えいたします。

82ページです。一般廃棄物処理基本計画策定業務委託283万5,000円、そして循環型社会推進計画でございますが65万6,250円。

一般廃棄物処理基本計画につきましては、基本的に2分の1でございました。ただ、那智勝浦町が旅費的に少し近いもんですから一部、2万円、3万円という単価で少し安くなってございます。

あとの循環型社会形成推進地域計画については、全くこれが、これの倍額で本契約と、合わせた額が本契約額になってございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えさせていただきます。

100ページのモニュメント作製委託についてでございましたが、説明させていただきましたとおり、現在22名の監督及び選手のうち13名のものをそこに飾らせていただいております。残り9名の選手につきましては、現在海外で活動されている選手ということで、昨年データをいただくことができませんでした。本年度になりましてサッカー協会の御協力もいただき、帰国されたときにそういったデータの収集に協力いただいております。できるだけ早くそのデータを収集しまして完成したものの、全員そろったものにやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 住民課の関係は結構です。

そのモニュメントなんですけども、これ全額851万円というのが全額一般財源、補助金なしですよ、これはね。ことしで1年繰り越しして、ことしでこの25年度で予算はもう切れてしまうんですけども、その後の9名の確保に向けての予算は今のところ何もないですよ。あれは、プレートかなんかへそういう足形つくってもろて、それをはめるんかね、そういう形なん。それと費用も要ってくると思うんですけども、その点と、そして今後、ああいうモニュメントを建てたんですけどね、今後の活用というのをどのように活用されるんでしょうかね。スポーツ振興とか観光振興とかいろいろあるんですけども、どのような活用を、あれは考えているのかね、その点ちょっとお願いします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） まず、現在のモニュメントの状況ですけども、足形につきましては銅板のプレートに選手の足形を形どりいたしまして、モニュメント碑の周りに配置していくという形をとっております。これにつきましては、残りの選手のデータがそろい次第、またそのプレートの作製をお願いしたいと考えているところでございます。

そして、これからの活用でございますが、那智駅にあります中村覚之助さんの碑、そして道の駅的那智駅交流センターにありますサッカー関連のグッズ、そしてこのモニュメント、そしてサッカー協会と熊野をつなげるヤタガラス、そういったものを活用しまして観光振興、そしてサッカーのこれまで以上の普及、そういったものに活用していきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） しっかり啓発も、せつかく900万円近くの費用をかけて、あの災害で、23年の災害で大変な時期にああいうその災害の中心なところへこういうモニュメントを持ってくるんだということで、そういう必要があるのかということいろいろ聞かさせていただいたんですけども、まあ900万円近くの金を使って建てたということで、今後十分そういう、今答弁があったように活用方法、これからのPRもですね、新聞でちょうど完成式のは載ってましたけど、その後、もう何の記事にもなってない状況ですしね。ですから、しっかりとPR方法等を考えて啓発もしていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 議員おっしゃるとおり、このモニュメント及びサッカー、中村覚之助さん関連の、そういったサッカー関連及びヤタガラスの関連を一つの物語的、あるいは平面的にPRしながらこれを観光振興に役立てていきたいと思えます。

また、現在大門坂駐車場は大門坂を上げられる方のきっかけというんですか、拠点になっております。そんな中で、あのモニュメントを見られて、ヤタガラスと日本サッカーの結びつき、そしてそういったものからこの地方のまた一面を訪れた方に知ってもらい、そういった部分でガイドさんあるいはバスのガイドさんなんかからも、最初お客さんにここの話をする場合のかけりとしてすごくありがたいという、そういう部分もいただいておりますので、またこれを活用して、より広く世間に知らしめて那智勝浦町のPRに努めていきたいと思えます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） 86ページの節区分28、町立温泉病院事業会計へ繰り出しですね、この3億302万6,000円です。これなんですけど、この中でこっちのほうの主要施策の成果ですね、このほうに書いてるのに、町立病院の経営の健全化促進、その経営基盤強化のために繰り出しを行ったというやつで、ここの繰り出し基準以外の繰り出しで医師確保対策等で1億3,154万3,000円ということなんですけども、これはやっぱりどういうふうにも有効に使われているかっていうことが、中身判断して出しているかどうかですね、この経営健全化するためにですね。経営健全化へ持っていく方向としたらどういうふうな方向で持っていかというのをしっかり、出すほうはまあ出すほうでしっかり考えないとだめなんですけど、それはきちっとこの使用目的がわかかって出しているかどうかお伺いしたいんですけど、健全化に対しての。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 病院に対する繰り出しの関係のお尋ねです。

病院の繰りし基準といたしましては1億4,128万4,000円、また医師の地域手当、温泉研究委託費の基準外の額も含めまして病院の繰り出しは決算統計上2億7,319万円という数字が出ております。これをもとにしまして過去の借入れも含めまして過疎債の償還分も差し引き、平成25年度分の過疎債6,040万円の2分の1を、3,020万円になりますが、これを追加した額として3億303万6,000円となっております。この分については赤字補填分も含まれているということでございます。

先ほど議員さんお尋ねいただきましたこの基準外の分ですけれども、1億3,154万3,000円という数字が出てまいりましたが、この分につきましては、先ほども説明しましたが、医師の地域手当の特別額、特別手当ですね、それから温泉研究委託費、それから累積の欠損金の解消分というふうな金額となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） この医師の手当ですね、これが1億131万3,252円ですね、手当総額でね。医師給が5,460万3,200円になってますよね。ここのところの医師給、まあ普通、病院経営でい

きますとね、健全化するんだっただけですよ、これ普通医師9名分としたらかなり年報にしたらすごい安い、この医師給だけで見るとですよ。考えられないような金額の部分以外はこの手当のほうに入ってますので、ここらしっかりしたね、手当は全部出しましょう、手当はすごく大きいですというのはね、倍ぐらいありますからね、手当の部分、これ見たら。もし健全化するんだっただけここら辺の手当の部分も病院のちゃんと経費で賄えるぐらいになっていかないと、これ繰り出し、繰り出ししてたら、まあ健全化じゃなくて甘やかしてるような形になってね、出すほうとしたらですよ。精査してしっかり、赤字の多い企業の場合は特にそうですけど、健全化をほんまに促進するんだっただけですよ、ちょっとおかしな健全化と全然違う、まあ補填を多くしましよかと、補助金を多くしましよみたいに見えるんですけど、その辺どうですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 医師の確保については大変重要な課題かと思えます。一般会計と申しますか、町の財政のほうから見ましても病院のほうで努力をさせていただいていることかと思えます。

町といたしましては、基準内の繰り入れにつきましては、もう当然のこととして繰り出しさせていただいて、基準外についてはできるだけ企業会計の中でやっていただきたいというのは基本のございますけども、医師確保等につきましては、やはり出すべきものは町としても出すべきであるというふうにして考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） 今その医師確保の手当というのは基準以外ですからね。基準以内じゃなくて基準外ですから。僕ら民間のほうの考えで持っていくと、やはりかなりこれ医師確保、医師確保と申しますけど、これ5,460万3,200円というのは、これは9名のお医者さんの分なんでしょうか。これは公務員のまあいうたら基準の給与の金額がありますよね。それ以内でおさめなあかんからこの金額になってるんですか、この医師給の場合は。

それをね、まあいうたら、まあまあ今の話はいいんですけど、ある程度、これはもうまた厚生で聞きますわ。

しっかりした精査するほうをしっかり持ってね、出すほうが出すときの医師給の、僕はちゃんと効果を出してるかどうかというの疑問なんですよ、この金額見てたら。この1億3,000万円というのね。確保ということやなしに、給与というんか、そっちのほうの分を出してるんでしょから、これは。これ金額がすごい大きいのが、この病院自体がかなりの赤字経営というんですか、やってる状況で、まあ大分今度下がりましたからね、今度はよくなりましたので、25年度の決算ではね。ちょっとましになってるんですけど、出すときにしっかりね、出す部分に関してしっかり精査して話しして、で、ここら辺をちょっと詰めてくれとかやっていかないと、何せもう大きな赤字部分ですからね、これが継続していったら、この前ちょっとこの状態で借入れをして払えますかと言ったら、まあ無理だろうと、僕も無理だと思います

から、そこら辺しっかり経営健全化するための方法っていうのを、もう総務課のほうでしっかり考えてるかどうか、もう一度お願いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 病院の繰り出しにつきましては、決算統計、また財政的な統計上もいろいろ分類がされておりますので、私どもとして精査して行っております。

また、病院側としましても基準内繰り入れにつきましては当然繰り入れをしてもらいたいということで、そちらのほうからも資料をお互いに突き合わせながら行っているような状況です。

基準外につきましては、当然のことながら、まず企業努力をしていただきましてというのが基本になりますが、必要な分については町からもやはり支援をしていかなければならないと考えております。そして、まず大事なのは、やっぱり赤字の解消ということになるかと思いますので、その点につきましては改革プラン等、病院側も作成しておりますので、その実施をぜひお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 私は83、84ページ、84ページの上段ですけど、浄化槽設置整備事業補助金2,083万円計上されておりますがね、支出されておりますが、これは62基でしたかね、62基。それを単純に計算しますと三十三、四万円ということですね。このことについてもう少し詳しく説明願いたい。

それから海岸漂着物、95ページ、96ページ、海岸漂着物地域対策推進事業委託200万円。これは予算では2つの漁協に委託するということでしたが、このことについてもどれだけやったんか、どこの漁協と。2つの漁協といっても勝浦の漁協は分かれていますんで、どういうふうにしてやったんか、ひとつお教え願いたい。

で、どこまで効果があったんか。県から交付されてあるんですね、全額。県からくれたお金やからというような、そういう安易な気持ちでこれの執行してもらったら困ると思うんですね。そこらあたりをちょっと御説明願いたい。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 浄化槽の補助金の件でございます。お答えいたします。

人槽別で、処理人槽別で補助単価が変わってございます。まず5人槽が1基当たり33万2,000円でございます、交付件数は59件でございます。そして6から7人槽が41万4,000円でございます、交付件数は3件、合わせまして62件の執行件数となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 海岸漂着物地域対策事業の委託に係る説明をさせていただきます。

実施した場所としましては、那智海岸及び、当初は勝浦海岸、弁天島等ですね、そちらのほうも当初の計画には上げてはおりましたが、海岸の状況等で25年度の実施は那智海岸、那智の浜周辺の海岸で実施しております。

これは和歌山東漁協那智支所に委託しまして実施させていただいております。実施期間は12月3日から12月25日、12月の1カ月の間で実施しております。その中で作業に出ていただいた期間は1週間、延べ98人の方に出ていただいております。そして事業内容としましては人力及び重機等による漂着物の回収業務を実施しております。この地区におきましては、県のほうより重点地区として指定されたもので、この地区で実施をさせていただいております。

そして、回収した漂着物等々につきましては、流木が量としまして200トン、1,200立米、そしてその他一般廃棄物が150キロ、約0.5立米ということでございました。作業員の参加人数は延べ98人でございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 私もね、浄化槽ですがね、老人が2人住んでるんですけど、まあ7人槽じゃないといけないということで、5人槽ではだめだということで、生殖能力がありませんのでね、もう本当言えば5人で結構なんですよ。2人以上になることはないんですからね、もう。まあ将来はわかりませんよ、売った場合は。だけど7人槽じゃないとだめだということで。

これ見ると、6ないし7人槽は3件。今の家は大きいですね、平米数によってこの5人槽になったり7人槽になったりするんですね。おかしい、こんなんでもええんかいなと思うんですね、まあ30坪なんかの家なんかはほとんどありませんね、新しい家なんぞ建てますと、40坪ぐらいの家を皆若い人が建てる。こういうことでおかしいなと思うんです。まあまあそういうことでしょう。三十数万円の補助金がいただけるということですね。

私なぜこういうことを聞くかという、一般質問ありますんで、これの参考の資料にしたいから思て。

まあ海岸漂着物の件ですけど、またことしも200万円出して、またこの勝浦の海岸、こっち側で、東海岸ですね、また那智海岸、那智のほうの側の海岸、同じところをやるんですね。200万円も出してですよ、重機の入るようなところをきれいにするのに、何で那智支所なんかにな、漁協なんかに委託するんですか。200万も、100万円もあればですよ、業者がやると思いますよ。業者だったら。何で漁業者に委託するんで。漁業者というのは魚をとるのは上手ですけど、こんな掃除するのは余り上手じゃありませんよ。ちょっと一考したほうがいいですね。せっかくのお金を執行する。

私よく宇久井から来るんですけどね、勝浦のほうへ。あそこの海岸には台風12号の際の丸太がいっぱい打ち上がってますわ、いまだに。一向にきれいにならん。片づけんと。今異常潮位で潮位が高いからね、この間の台風の余波もあって、今波が出てますね、今ごろおさまってきたけど。きのうは波が出てましたね。そういう関係で、海ももう丸太がいっぱい流れてますわ。これ水産業費で出してあるんでね、ということは、船の航行に差し支えある、あるいは海

へ流れ出したらそれが沈んで漁業に支障があるということで、これを県が交付しているんだと思いますんでね、本町へ。漁業振興という面、漁業に影響を与えんがために。だからね、早急に。

もうあれだけの、あのぐらいのことするのに200万円。宇久井なんかただで、一銭も出してませんよ、補助金みたいなものは。だけどきれいですよ、見えるところは。そら、宇久井半島の向こう側はどうかというたら、半分ぐらい、まだ何も手つかずですんで汚いと思いますけど、汚いて、まあ散乱してるとは思いますけどね、漂着ごみが。だけど、見えてるところはきれいですよ。私らもボランティアでその一翼を担ってるんですけどね、ボランティアでやってるんです。200万円も出してやるんなら、もうちょっと効率的にそのお金を執行してもらわんと、いつまでたってもあの赤色のところから狗子の浦まで同じ状態でしょう。前に一度サーファーの方が自分らがやるとこだけ、おりていくとこだとか、そういうとこだけきれいにしたところもありますけどね、ほかはもうそのままです。それがこの9月の大潮のとき、一番高いですからね、9月になったら潮が。皆さん行ってみたらわかるけど、もう勝浦漁協のところだったら岸壁がひたひたでしょうが。そういう潮位が高いとき台風が来る、波が出る、皆それが流れるんですよ。で、船に支障、船の航行とか漁業に、漁労に支障が出るということですので、せつかくこの水産業費で計上してあるんです。そういうところも含めて水産業費で計上されてあるんだと思います。もう一つ考えていただきたいと思います。どうですか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

この事業の実施につきましては、以前から議員御指摘のとおり、他の地域、もっと力を入れるべき場所があるのではないかと御指摘を受けておりました。26年度、本年度の事業の執行に当たりましては、現在県のほうと地域の拡大、指定地域の拡大をして、もっと本当に必要な地域に使えないかということを経営担当のほうと交渉しております。その中では必要な地域を広げ、そしてまた、作業につきましても効率のええ方法を考えながら、できるだけ漁業に支障のある海岸漂着物等々の除去について広い範囲で実施していけるよう、現在県のほうと交渉をしておりますので、そういう方向で実施するよう検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 何なら私、1日船を出して、皆さんも連れて調査に行きますよ、何なら。

お金くれとは言いませんわ、ただで行きますんで、ひとつ船からずっと見てね、海岸線見て、どの辺に漂着物が多いかと、漂着物も小さなごみだったら支障はありませんけど、大きなごみ、丸太がいっぱいごろごろしてますんで、そういうところを調査するんだったら協力しますよ。そういうことでひとつよろしく願いいたしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 皆さんの御協力をいただいて、よりよい事業の執行に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 100ページ、お願いいたします。

節19の負担金、補助及び交付金のところですか。3点お伺いいたします。

まず1点目は、入湯税を活用した観光振興補助金でございますが、5団体あったということでございます。この事業内容をもう一度確認をさせていただきます。

2点目、町観光協会補助金、これだけの金額があるということでございますが、その事業内容を知る資料ですね、今回であれば福祉課ならば福祉課が資料を出していただいていたのでよくわかったんですけども、社協ですね、社協の事業内容を確認するような資料があったのでわかったんですが、観光協会がどのような活動、事業内容があったかというようなことを確認できる資料はありますでしょうかということを確認させていただきます。

もう一点、一番下の新宮・那智勝浦天空ハーフマラソンの関係でございますが、これの参加者数はどれほどだったかということを確認させていただきます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、入湯税を活用した観光振興補助金の内訳ですが、5つの団体がございまして、奥熊野いだ天ウルトラマラソン実行委員会、そして南紀勝浦温泉旅館組合、こちらは真夏のメリークリスマスあるいは新米キャンペーン、曼荼羅絵解きによるキャンペーン、ミニまぐろ祭り等の誘客事業を行っております。そして那智勝浦町民宿組合、民宿組合の外出大作戦としまして町なかのいろいろなお店と提携しまして、そちらへお客さんを誘導する、そういった事業を展開しております。次にくまの鉄道倶楽部が昨年11月30日及び12月1日に実施しました鉄道まつりと機関車の保存ということで、町内に鉄道に関するいろいろなスポットをつくりまして鉄道ファンのお客さん、そういった観光客、そういった方がそういう場所をめぐる町なか散策の事業を展開しております。そして南紀くろしお商工会が生まぐろ料理コンテストを実施しております。この5団体の事業実施、それぞれの事業に補助をしております。

そして、新宮・那智勝浦天空ハーフマラソンの参加人員ですが、全部で2,742名の方が参加しております。ざっとした数字ですけども、約1,500人ぐらいが県外からの参加者と聞いております。

次に、観光協会の補助金でございますが、まず、資料はまた作成させていただきまして、概略を報告させていただきます。

まず、運営費としまして、これは人件費あるいは事務所の維持費、そして通常的管理費的なものですが、これが1,774万4,498円となっております。そして通常誘客費が1,051万1,512円、これは那智勝浦町のパンフレットの印刷、観光協会配布してありますパンフレットの印刷、あるいはJR東海とのタイアップの事業、京阪神、東海、首都圏等での誘客活動、そういった、あともろもろの県で実施する全国各地でのPR事業、そして西日本誘客キャンペーン等々に参加してPR活動を行っております。それと、特別誘客事業としまして、観光協会独自

のイベント等を打っております。これが1,123万9,730円を支出しております。これはあげいん熊野詣、あるいはまぐろ祭り、そしてエージェントとタイアップした誘客の取り組み、そして生まぐろの出前解体プレゼントキャンペーン、そして古道ウォーク、伊勢神宮の遷宮に伴う誘客活動等々を行っております。この合計で3,949万5,740円を支出しております。

以上でございます。

この決算につきましては、昨年予算で皆様にお配りさせていただいた明細とは執行率が大幅落ちておりましたので、違っております。また決算についての内容も明細つくりまして後ほど報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） よくわかりました。

まず、1点目の入湯税を活用した観光振興補助金でございますが、総じてこの事業の効果、今後の課題ですね、この入湯税の公募事業はなくなりましたけども、那智勝浦町の観光振興に資する課題としてどのように捉えておられるか、端的にお伺いできればと思います。

それから、観光協会の件でございますが、先ほども少し触れましたけども、社会福祉協議会であれば年に6回広報紙があつて、町民の皆さんにもどのような活動がされているかということを広報されているということでございます。観光協会も以前、前の会長のときには一時期広報紙を発行されたような記憶がございます。現在観光協会の活動が、少なくとも会員さんの皆さんに情報発信、共有がされているのかどうかですね、されているのであれば結構だと思いますが、その点、もしわかればお伺いしたいと思います。

天空ハーフマラソンにつきましては、先ほど御説明のとおり、町内にもかなり宿泊等、経済効果が期待できるということで理解させていただきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） まず、入湯税を活用した補助金、観光振興補助金の利用、実施から来る那智勝浦町の観光の状況ということでございますが、まずこれでいろいろわかったことは、町内の活用できる資源、そういったものはたくさんあるということです。それは前々からいろんな方に町内の資源というのはいろいろありますねと言われてた部分ですけども、それを再確認して実施したわけですけども、やはりそこに実施する側の熱意というのがそれぞれ温度差が大きいかないところが一番です。

この補助金を最初活用したときは、皆さんこぞっていろんな熱意を持って応募していただいて、その中にはいろいろ議論もあつたんですけども、しかし何年か重ねるうちに、それが当たり前というんですか、それが一つの流れになってきたということで、同じ事業が何度も続けて応募されるようになった。

当初目的としましては、この入湯税を活用して一つのイベントを起こすきっかけとなって、その後、住民のほうで自主的に運営していただくきっかけになればなあというところがあつたんですけども、それがもう毎年、例年どおりこの補助金を見込んだ計画を立てるといふ、そういった状況になってきました。このあたりがうちの、那智勝浦町のいうんですか、観光、こ

ういった田舎の町の観光とか、そういったイベントを実施する場合の課題かなあとっております。

それと、観光協会の広報についてでございますが、年に数回発行してたのは私も知っております。ことしについてもそういったものを発行する準備はしているというんですか、それは定期的に発行しておりましたので、ことしも発行してると思われますが、その辺は確認したいと思います。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑なしと認め、歳出の衛生費から商工費までの部分の質疑を一時中止します。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時45分 休憩

13時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

歳出の衛生費から商工費までの部分の質疑の中で再度説明を加えると、こういうことでありますので、御了解いただきたいと思っております。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 先ほど御質問の那智の郷汚水処理事業費の歳入歳出の差についてでございますが、積立金の満期時期が3月下旬となっております、その時点での決算見込み額により積み立てを行っております。決算額につきましては5月末となっておりますので、見込み額と決算額との差額が生じてまいっております。御理解をお願いしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 続いて、総務課副課長矢熊君。

○総務課副課長（矢熊義人君） 荒尾議員から質問のありました町長選挙と参議院議員選挙のポスター掲示場設置撤去等の委託料の件についてお答えさせていただきます。

町長選挙の委託料については77万円で、町長選4区画の掲示板、それから町議会議員補欠選挙6区画の掲示板、合わせて2つを設置撤去の内容でございました。また、参議院選挙の委託料については68万5,000円で8区画の掲示板1個の設置撤去等の内容でございました。これにより若干委託料に差異が生じた結果となっております。よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） それでは、改めて歳出の衛生費から商工費までの部分の質疑を一時中止します。

次に、款7土木費103ページから款13予備費142ページまでと1ページから8ページの土木費から予備費までの部分を含めて質疑を行います。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 先ほどはどうも失礼いたしました。110ページ、住宅管理費の中で公営住宅等長寿命化計画策定業務委託とありますね、420万円。この業務について、耐用年数はこういう住宅は多分50年ぐらいを見てるかと思うんですけども、どのぐらいの期間、これから寿命を延ばすことができるかという、その目標値と、それからこれには耐震の診断、耐震化の計画も含まれているのかどうかというところをお伺いいたします。

それから、128ページ、社会教育総務費の中の11番需用費157万9,686円について御説明をお願いします。

それから、同じく同じページ的那智中学校校舎大規模改修事業費の中で太陽光発電設備というのがありますけれども、これは下里中学校の場合は売電も考えて環境教育ということも考えて設置したとありますけれども、同じような趣旨で設置したのでしょうか。

これだけをお願いします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御質問の110ページ、13委託料、公営住宅等長寿命化計画策定業務につきましては、新築した市野々、井関以外の15団地の124戸分の長寿命化の調査を行っております。そのうち5団地、那智山、川関の一部、田垣内、市野々の木造、宇久井の木造につきましては老朽化が進んでおりますので、これは将来用途廃止を予定しておりますので、その分は除いております。

今回の調査結果で長寿命化が必要な公営住宅は、7団地が長寿命化が必要となっております。その他の3団地につきましては修繕工事等で対応できるという答えが届いております。

RC（鉄筋構造物）は2団地ございまして、北浜と宇久井がその対象となっております、北浜は既に平成12年3月に耐震診断が完了しております。宇久井団地につきましては昭和56年5月以降ですので、耐震の診断が必要ないということで今回の長寿命化の中に耐震診断は含まれておりません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） ただいまの御質問でございます。社会教育総務費の中の需用費の157万9,686円の使い道ということでございますが、これは社会教育の全般に係ります紙代とか消耗品の費用が主なものであります。

そして、那智中学校の太陽光発電でございますが、これは10キロワット発電で15キロの蓄電と、売電等は兼ね備えてございません。御説明申し上げましたとおり、災害時等を含めまして職員室、事務局になるであろうと思われる職員室の電力確保プラス体育館に1カ所だけコンセントをこの太陽光発電から持っていくような形にさせていただいております。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） まず、先ほどの建設課からの説明を受けた点ですけども、延命措置をしてどれぐらい長もちするのかという点、答弁漏れがあったかと思えます。

それと、太陽光パネルについては、下里中学校は環境教育を兼ねるといふように伺っている

んですけども、この那智中でもその環境教育に資するために設置という目的があるんでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 濟いません。答弁漏れがございました。

今回の長寿命化につきましては、おおむね10年間で対策をとれるという部分を基本にしておりまして、10年間で100%できないんですけども、10年間でどれだけ長寿命化できるかという調査を行っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） お答えいたします。

もちろん自然エネルギーの利用の発電でございますので、環境教育には資するべき施設になっております。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 先ほどのその長寿命化ですけれども、今調査しててどれだけ延命できるかはまだわからないということですね。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） はい、そのとおりです。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 1点お尋ねいたします。

118ページ、節13委託料の防災マップ原案作成業務委託でございます。御説明聞き漏らしているかもしれません。まずは確認をさせてください。

この防災マップ原案作成業務委託の原案とはどういうこと、どうして原案という表記がされているのかということと、この委託業者の選定根拠についてお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 防災マップ原案作成業務委託について御説明させていただきます。

津波ハザードマップ206万8,500円と洪水土砂災害のハザードマップ420万円の2種類の作成を国際航業の和歌山営業所に委託したものでございます。

この原案と申しますのは、印刷するもとなる原案で、まず防災マップの原案作成という意味の原案かと認識しております。

この委託の国際航業になぜ委託したかということですが、地図情報等につきましては国際航業が熟知、まあ町内の地図情報について熟知しておりまして、この国際航業に委託することが多いということで、ここへ委託したものと考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） そしたら、原案ということは、この印刷費はまた別に発生していたのか

ということを確認させてください。

それから、今の御説明によりますと、地図情報に熟知している業者という御説明でしたが、一方で、実際にこの各戸配布された地図を見ましたところ、例えば、勝浦小学校の下に家政学院がいまだに表記されているとか、ある地域では既に宅地、住民が住んでおられるところもいまだに山の表記がされているとかですね、今の課長の御説明とはいささか違うんじゃないかなというふうに思われてなりません。まあもしかしたら予算の組み方上、もうこれ以上の業者は選べられなかったのかなあなんて、変な考え、変な意見も聞こえてくるわけなんですけども、もう一度この、じゃ何年前の地図を使われているのか、その点は把握してらっしゃいますか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 印刷代については別に発生してございませんので、この予算の中で印刷させていただいております。

熟知しているということなんですけども、この国際航業自体はその地図情報を電算化する業務があるんですが、それが庁内ほかの課のデータなんかも取り扱っているということで国際航業が本町に関しましては一応電算化も進んでいるということでございます。

地図情報が古いんじゃないかということなんですけども、今ちょっといつの地図情報を使ったかわかりません。申しわけございません。今後もし新たに作成する場合には最新の地図情報に改めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） さまざまな、例えば近々で言いますと広島だったり高知だったり、さまざまところでさまざまな土砂災害が話題に上がっています。私が懸念しておりますのは、今回発行されたハザードマップが過去の災害、例えば太田川とか二河川とかも含めて過去に災害が発生したものが適切に反映されているのかどうかということです。

聞くところによりますと、町の災害記録史にも記載されているような災害がこのハザードマップには必ずしも反映されていないと。言うならば、過去の災害を教訓とされていないとも言えるんじゃないかなあと思います。

再度ハザードマップのつくり直しも含めてですね、まああるところでは毎年ハザードマップを発行しているようなところもございます。見直しの必要性も感じておるところでございますが、その点いかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 土砂災害につきましては、県からいただいております情報を地図情報に落としたような形で原案を作成しております。土地の形状とか地質とか、土木技術的な現状からの判断が入っているものと思います。過去の検証は入っていないかと思っております。

津波に関しましては、若干今までの検証みたいなものがあるかと思っておりますけども、これにつきましても地震、津波とか本町の地形とか、新たな浸水被害ということで出しております、作

成しているものと認識しております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 先ほども申し上げましたとおり、御説明によりますと県の情報がここで使用されているというような趣旨かと思いますが、地域住民からしたら、それは県であれ町であれ、ハザードマップには変わりございませんので、過去の災害が教訓とされているのかどうか。新しく住まわれた方もこの地図を見て、何じゃこれはというようなことを感じてしまわないように、見直しも課題の一つかなあとと思いますので、その点御理解いただければと思います。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 過去の災害が検証されているかということでございます。今後防災マップを作成する場合には、いま一度検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 117、118の災害対策費の備品購入費の中の防災用備品で、防災ラジオのことをちょっとお聞きしたんですけど、もう一回済みません、聞き逃したと思うんで、もう一度説明いただけませんか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 117、118ページ、18番備品購入費55万7,775円についてです。

このうち防災備品25万7,775円は防災無線の難聴区対策として戸別受信機とダイポールアンテナ5セットを購入したものです。それと、その下の紀伊半島大水害記念公園用備品30万円につきましては、井関地区に整備した紀伊半島大水害記念公園にソーラー発電式のLED照明を1基設置したものでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 防災無線のほうですか、これ。防災ラジオじゃなしに。

はい、済みません、わかりました。いいです。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 3点ほどお伺いします。

106ページ、一番上段の節区分13の委託料、橋梁・トンネル点検業務委託繰越分349万5,450円計上されて支出しておりますがね、このことについてですね、どういうふうな報告があったんか、結果はどうであったんか、ちょっとお教え願いたいと思います。

それと、117ページ、118ページ、災害対策費ですね、これの節区分13の委託料、設計業務委託、津波避難路の設計業務委託だと思っておりますが、375万9,000円と、それに付随して工事請負

費、津波避難困難地区対策工事1,903万4,400円。この1,903万4,400円の工事費に対しまして、この設計業務委託375万9,000円というのは、いかにもつり合いがとれんと思いますよ。高過ぎるんやないかと。1,900万円の工事するのにですよ、376万円も設計費に要するというのはどうも合点いかん。ここらあたりをひとつ合点いくように説明していただきたい。

それと、これは教育関係123ページから124ページ、これは中学校費にも載ってありますけどね、小学校の教育振興費、節区分19負担金、補助及び交付金の中で総合学習活動費補助73万9,700円。また中学校でも幾らか計上されてますね、中学校で54万5,000円と。これどうもね、在校生で割ると小学生のほうで安いですよ。中学生のほうが高いです。これはどういう基準でこういうふう計上されてある、支出されてあるんか、そこらあたりひとつお教え願いたい。以上です。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御質問の106ページ、節区分13委託料404万5,450円のうち備考欄記載の橋梁・トンネル点検業務委託繰越分349万5,450円の内容なんですけども、これにつきましては、既にトンネルで、今回は10メートルから15メートル以上の橋梁の12橋を行っておりますが、23、24でも既に15メートル以上の橋梁の点検を行っております。そのもう一つランク下の10メートル以下の12橋及びトンネルの2カ所の業務委託を行っております。

老朽化等の調査を行っております、今後これにつきましてもこの長寿命化の補助対象に基づく資料といたしましてこの設計業務が必要でありますので、その業務委託でございます。特にどの橋がどれだけ傷んでいるかっていう部分につきましては、今回は一応基本設計でございまして、今後さらに補助対象にのせていく場合は詳細設計を含めてどういった対策をとるという2段階の調査が必要になっておりますので、今回は12橋の部分につきましてはすぐに改善が必要という部分は出ておりませんでした。

トンネルにつきましては、主に照明の部分調査させていただいております、国道から町道に移管された大狗子トンネルの部分調査させていただいております。これにつきましては改善が必要な部分が出ております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 117、118ページの災害対策の委託料、設計業務委託375万9,000円と、それから工事請負費の津波避難困難地区工事、これが1,903万4,400円、これのつり合いなんですけども、この工事関係1,900万円のほうにつきましては3件分、工事の完成いたしました宇久井湊区内の避難路整備工事のほうで134万1,900円、それと福祉健康センター裏手の避難階段なんですけども、このほうが1,139万2,500円、それと浜ノ宮地区の前払い金がありまして、この関係が1,903万4,000円ということでございます。

その上の上段の設計業務委託につきましては6件分の設計業務委託分となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 教育費の中の総合学習活動費補助についての御質問でございます。

これにつきましては、小学校、中学校の学習の1こまとして総合的な学習の時間というのがございます。それが各自、各学校各学年で独自に計画、学校ごとの計画を立てていただいております。その中で必要と思われる予算を要求いただいて配分してございます。

ただ、この場合でも予算が余った場合は返していただいて、実際にかかった分の小学校の計、中学校の計、決算としてここに上げさせていただいております。

ちなみに、例えば、これは10の小・中学校から出てきた総合的な学習に対する経費の説明でございます。一例を申し上げますと、宇久井の場合ですと、町からの補助金が20万4,500円いただいたうちでの、旅費として校外活動のキャンプに連れっった遠足、卒業遠足等で1万5,640円、そして需用費として体験活動で2万1,000円、キャンプへ行った地元農家での体験、宇久井半島の体験、地区クリーン作戦等の経費が2万1,000円、栽培活動として肥料、土、耕作用具1万1,616円と、係った経費の積み上げの額としてここへ上げさせていただいておりますので、生徒1人当たり頭単価幾らという割り出し方はしてございません。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それじゃですね、建設課長、この橋梁・トンネル点検業務委託繰越分、これは24年、25年でもうほとんど終わったということでしょうね。この中に長野橋はもう既に設計を終わってあるんですけどね、この中には長野橋も入ってあるんですかね。旧の長野橋が入ってある、それともあの仮設の長野橋が入ってる。それはどっちでしょうね。

それとですね、6件と3件ということでわかりますけどね。えらい設計費高いですね、事業費の割に。ここらあたりも精査したほうがいいと思いますよ。ほかのは浦神とか小規模なものでしょう。宇久井湊のも小規模でしたがね、百何十円で。まあその件数によらず、総額でいえば大したことないんですが、やっぱり設計業務というのは1割程度だと、監理はしてもらわないんですからね、建設課で監理するんでしょうから、こういうものは。やっぱりある程度設計業務委託にお金を余りかけないようにして、ひとつやっていただきたいと思いますわ、精査して。

まあそれとですね、それでは総合学習ですがね、学校がある程度計画を立てて、予算要求してくるということであれば、学校に校長先生なり教頭あるいはその担当の先生に幾らぐらいをめどにという話で予算要求させてあるんですか。それとも野方図にですよ、予算要求してこいと、予算要求してくれと、その予算要求の中で、予算の範囲内で、大枠の範囲内で交付決定するよというような形にしてあるのかどうか、その点もひとつよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えします。

議員御質問の長野橋につきましては、あくまでもあれは仮設ということなんで、この調査、22年、23年の、23年、24年の調査からも外れてまして、ただしこれはもう長寿命化の計画に入

っておりまして、御存じのように設計もできておりまして、旧長野橋は23、24の橋梁調査の中へ入れさせていただいております。現在は旧長野橋を利用して新しい長野橋の新築という方向で方向は決まってるんですけども、あと、その予算的な問題もありまして、現在のところちょっと着工年度というのは未定となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お尋ねの設計業務なんですけども、先ほど総務課長が言いましたとおり、須崎のところにつきましては建築的な要素がある階段構造になっておりますので、その部分とあわせて6件分の委託をさせてもらっております。ここの金額が上がってる分は繰り越しが入っておりませんのでちょっと数字だけ見ると高いように感じられると思うんですけども、業務委託等、やはり現地をきちっと精査した上での設計をしていただいておりますので、やはりここに上げさせていただいたような金額が発生する状況でございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） この予算、学校からの予算、自分たちのまず基本やりたいこと、それをやりたいことを決める中でも学校の先生方は、やはり予算が野方図にあるわけじゃない、限りあるものでございますので、その中でおさまるように、また10小・中学校集まってきたときにということも加味しながら先生方も要求を出していただいております。ですから、こちらから大体の幾らまでにおさめてよと言わなくても先生方も頭に入れた上で学校のやりたいことを出していただいております。ですから、子供の数の割には外へ体験学習に出るのが多い学校については子供1人に割ると金額が大きくなったりしておりますので、教育委員会のほうから幾らまでにしなさいという指導は特に行ってございません。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） うちの小・中学校の先生方は、なかなか理解があるんですね。言わなくても抑制的にやってくれれば、予算を。そういう学校の先生方はそういうふうにやってくれているんですね。そんなことやなしに、思い切ってやれと言うぐらいのことで教育委員会も抑制的に考えないで、もうちょっと総合学習ですんで、人格の形成上必要な教育なんでね、もう少しお金をかけてやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 議員からありがたいお言葉を頂戴いたしました。まあそれに先駆けまして26年度には各学校のやりたいこと、特別に予算を組ませていただいて学校のことである程度、1学校40万円、50万円レベルのことで計画させていただいております。そういうことも踏まえまして今後とも子供たちの人格形成、いわゆる今後の那智勝浦町を背負う子供たちのためになるようなことを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 濟いません、先ほどの湊谷議員と同じ質問になるんですが、その設計費

ですね、118ページですか、設計業務委託、これが6件ということで、下の工事請負費の額、これが3件という説明だったんですけど、さっきその3件の工事金額内訳言うてくれたあったんですけど、その3件の工事金額に対する設計料、あるでしょう、設計料が幾らなのか、一つ一つ分けて。で、残りの、ここの設計料が6件ある、残りの3件も細かく、どここの災害避難路の設計工事に幾らかかったって教えてもらえます。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 設計料に対するお尋ねでございます。

宇久井湊地区の避難路整備につきましては工事費134万1,900円に対しまして測量設計のほうで29万4,000円となっております。それともう一つ、年度内に完成しました福祉健康センター裏手の避難階段のほうでございますが、工事費1,139万2,500円、設計監理委託のほうで105万円となっております。もう一つ、前払いをいたしました浜ノ宮地区については630万円の工事費の前払いとなっております、合計額が1,903万4,400円となっております。工事費の内訳です。

それから、浜ノ宮地区の測量設計業務委託ですけども、これが60万9,000円、北浜地区が37万8,000円、下里地区が58万8,000円、浦神地区が84万円、その合計額が375万9,000円となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 濟いません、今すぐちょっと計算ようせんのであれなんですけど、これ平均して工事費に対する設計料ちゅうのは、設計監理料ですね、これって先ほど基本的に1割とか教えてもらたんですけど、どれぐらい、何%ぐらい占めたあるんですか。

この工事単価の大きさによって、安いやつは安いなりにとか、そういうのはいろんな条件があると思うんですけど、そやから、工事金額安いから設計金額はパーセントがどえらい同じではいかんという条件等もあると思うんですけど、平均どれぐらいなんですかね、これ。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 設計の価格については、私熟知しておりませんが、通常1割とかと言われていることは存じております。

また、宇久井地区に関しましては134万円の工事費に対しましてこの測量設計が29万4,000円と高額になっておりますけども、工事自体は手すりとか、それほど量はないんですけども、地形が立体的な、上がっていくようなところになりますので、そういうふうな分の測量設計が入っているのかと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 僕ちょっと近隣でそんなことを聞いたことあったんですけどね。国交省の工事とかそういうのやったら11%ぐらい、ほんで県で指導があるのが大体設計監理やったら7%ぐらいとか、現実市町村で串本町らでよく設計監理は工事の大体4%ぐらいでというのも

よく、これが入札執行後ですよ、これぐらいになってるとかというのを聞いたんですけど、また近隣市町村のそれも参考の上にしていただけたらと思います。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 防災関係の工事につきましては、そのような形に、近隣関係も調査していただくように建設課のほうへ申し入れさせていただきます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと教育費のほうでお願いします。

122ページの委託料の色川小学校耐力度調査業務委託118万5,450円、それとその下に設計監理業務委託、これが94万5,000円とあるんですけども、その耐力度調査については中学校のほうもあるんですけどね、その126ページに。ちょっと一緒の耐力度調査なんで、それについて。

今まで大体耐震診断業務委託でほとんどやってきていたんですけども、やっているんですけども、この耐力度調査をやった、そういう根拠は何かあったんですかね。どういうことで耐震診断調査じゃなくて耐力度調査になったのか。

それと、この設計監理業務委託、これはちょっと説明なかったような、聞いてたんですけどもよくわからないんで、これについての説明をお願いします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） お答えいたします。

色川小・中学校、両方行っておりますけども、耐力度調査。なぜやったのか、耐震診断でということですが、御存じのとおり、色川の小学校、中学校とも昭和30年当時につくられた、建てられた建物でございます、老朽化は見た目にもわかるような建物でございます。

そういう中で昨今の耐震だけでなく、やはり中身的な、構造的なことも含めて建物としてどれだけでもつのか診断を受けさせていただいたわけでありまして。その結果、この間説明で述べさせていただいたとおり、点数を満たしていないと、耐力度的にはもう満たしていないという答えをいただいております。そういうことで、それをもとに、その診断があれば建てかえ等々含めて修繕についても国庫補助の率のいいほうをいただけるという部分もございますので、そういう将来的なことも含めての耐力度調査をさせていただきました。

そして、この設計監理業務委託94万5,000円につきまして、今ちょっと頭をめぐらせておるんですが、果たして、実際には設計事務所に入っていたのは覚えておるんですけども、どのような業務をやらせたか、ちょっと今頭の中で思い浮かびません。ただ、国に出す、県を通して国等に出していく資料ですので、そういう設計業務見ていただくに当たっての、要ったんだろうということしか今思い出せませんので、また後日、その経緯といいますか、その部分に、設計業務委託をした経緯については、また御報告、後ほどさせていただきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） この設計監理業務委託だけがこうやってぼんと何の説明もなしに載ってるんですけども、これはやはり色川小学校の耐力度調査に関連した業務委託なんですかね。ちょっとその点確認させていただきたいと思うんですよ。それと何のためにこれをやったのかね。その設計監理業務委託を。ちょっとその点の説明をお願いいたします。

それで、その耐力度調査の結果ですね、基準点数に満たないため危険だと判断して解体するんやと、取り壊すんだ、建てかえるんだということなんですけども、その基準点数というのがあって、それ以下だからこれは危険ですと。まあ耐震診断でもそうなんですけども、耐震診断でもある程度の評価点数というのが出てきて、それに基づいてこれは不適合で危険校舎だから建てかえなければあきませんよという数値が出たり、これはもう耐震補強すればいけますよという、まあいろんなとり方があるんですけども、その見方というのがあるんですけども、この耐力度調査の結果、その基準に満たなかったから危険だからこれはもう建てかえなあきませんよという判断ですね。それでその中で、あるいは木造だから改修補強をしてやれば安い費用でそういう校舎の補強ができますよというような判断はできなかったんですかね。そういう何もそういうところで見ずに、もう最初からこれは建てかえなんだから、もう危険だから建てかえだというような判断で、これは進んできているのかどうかですね、その点ちょっとお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 先ほど申しましたように、設計についてはちょっと今明確なことを思い出しませんのでお待ちいただきたいと思います。

そして、この耐力度調査につきましても、議員おっしゃられるように、耐力度だからイコールという気持ちでは決してございません。耐力度調査をした結果、危険な建物との認識を持って扱ったほうがという答えが出ておりますので、その中で、言われるように補強、耐力度の点数を満たせるような補強、耐震も含めてになるかと思えます。それも一つの判断材料になるかと思えますが、那智勝浦町10小・中学校の中で耐震も含めてできていないのが色川小・中学校、まあごく小規模の小・中学校ではありますが、建てかえて新築していくのが妥当という判断をさせていただいて、今行政のほうは進めさせていただいております。

議員御存じのとおり、補助率等との関係もあってこの調査を行わせていただいている部分もございまして、やはり危険という答えがはっきり出てまいりましたので、その補強よりも建てかえ、新築という方向で今進めさせていただいております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） これは耐力度調査の結果というだけのことで、決算なんで、ほかの今後設計が済んで、またどんだけの費用が要るかというか、校舎のあれも出てくると思うんですけども、ただ、この建てかえの方向でね、もう本当に、最初からずっと見ておりましたら、もう改修とかそういういろんな討論もせずに建てかえやと、改築だというような方向で進んできているように思うんですよ。

それで、今のこの時期に新病院で63億円かかるけども、63億円要るんだというあれが出てるんですけど、その10分の1の6億円、今後必要だというようなことなんですね。6億円といえば大変な事業価格ですね。1年度でいうたら、もうほんまに6億円やったらほかの事業は余りできないような金額なんですけども、まあこれはこの耐力度調査に余り関係ないんで、もうお答えは結構ですけども、そういうふうなね、やはり町内に小学校6校、中学校4校あるんですからね、やはり耐力度調査の結果だけでそういうふうに早急に、もう改築だというふうなあれは出さずにいろんな方向から検討していただいて、それで今後の将来を見越した検討をしていただきたいと思うんですよ。

でないと、こういううちのような町村で1万6,000余りの人数の町村で、この地区も400人もないと、人口が、そういうところで、やはりこれだけの大きな今後金額が要ってくるであろうというようなことでね、やはり十分考えていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 議員が地域での、もうちょっとゆっくり、こういう町の財政状況の中での校舎建築についてもちょっと議論という御意見だと思います。そういう意見もありながら、ここ数年、4年、3年ほど前から地域との話等々での、絶対建てかえるよという話ではなくにしても、校舎を何とかしたいという地域の希望もあり、それとの私ども教育委員会との話し合い、町当局との話し合いの中で方向的に建設の方向のほうに傾いておったのは事実だと思います。そして、こういう那智中学校が終わって、町内の8つの小・中学校が耐震基準をクリアしたような新しい学校になっておると。

そういう中で、子供、まして人口も少ない地域ではありますけども、いかんせん距離が、時間距離が非常にかかる地域でございます。そういう観点からも、またあそこは日本でも有数のそういう受け入れをしてきた地域でございます。そういうところでの小学校、中学校の必要性もいろいろ行政的にミックスした考えの中での方向的には新築の方向へのかじ取り、そのように思っておりますので、走っては行きませんが、皆様と議論しながら今後のことを考えていきたいと思っております。

そして、先ほどありました設計でございますが、この設計業務については宇久井小学校倉庫を半分に間仕切って特別支援教室にする、そしてまた、裏に減った分の倉庫の面積をカバーするという、新築するに当たっての設計のほうの金額でございます。工事費はたしか1,008万円だったと思います。そういうことで、設計のほうはそういうことで、色川とは関係ございません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑なしと認め、歳出の土木費から予備費までの部分の質疑を一時中止します。

次に、認定第1号一般会計について総括質疑を行います。

総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑なしと認め、一般会計についての質疑を終結します。

次に、認定第2号から認定第11号までの特別会計について一括して質疑を行います。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 11ページ、12ページ、一般会計繰入金の中の2その他一般会計繰入金で法定外繰入金1億何百万円かあるんですけども、この法定外繰り入れってということについてどういふことかよくわからないので、御説明をお願いします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 御説明申し上げます。

法定外繰り入れ、その他一般会計繰入金の中の法定外繰り入れの部分で、その他の部分でございますが、人件費及び事務費、そして国保財政安定化事業分に加えまして、保険税を平成20年以降据え置いております。その保険税の保険税不足の補填分として現在25年度決算では1億円ほど一般会計から財源補填をいたしております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑なしと認め、認定第2号から認定第11号までの特別会計についての質疑を終結します。

休憩します。再開14時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時30分 休憩

14時46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

次に、認定第12号及び認定第13号の企業会計について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 病院でお願いします。

2ページの支出のほうで看護師貸付金の奨学金の60万円ですね。これ年間1人で60万円ということはあるんですけど、そのあともう少し詳しく、済いませんけどお願いします。

○議長（森本隆夫君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

看護師貸付金につきましては、看護学校へ入学された学生さんに対して月5万円を12カ月分

支出しております。現在1名支出しております、今年度で卒業予定になってございます。以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） これはもちろん返済とかこの辺はどんなになったあるんですかね。この看護師さんの来ていただくために奨学金出したあるんで、返済は何年勤めていただいたら返済なしとか、そういう病院が多いんですけど、その辺は。で、借りたら絶対に町立病院へ来るとかという、そういう縛りはあるんですかね。

○議長（森本隆夫君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 縛りにつきましては、一応採用試験を受けていただいて、その上で採用になりましたら3年間は最低当院に勤めていただく、そういうふうな規定は設けております。もし当院に勤めない場合は全額返していただくと。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと病院の関係で1点だけ、お尋ねします。

その7ページなんですけども、事務員が2人ふえているんですね。それで電子カルテを導入して、これは事務の簡素化というか、そういう病院事務関係の軽減化というんで、そういうような形でやったんじゃないかと思うんですけども、事務員がまだ2人もふえていると。先ほどのあの一般会計の繰り越しではないですけども、病院の人件費とかそういうのにあれだけの金額を出している状況の中で、この事務員がなぜこういうふうにふえてくるのか、ちょっとその点の説明だけお願いします。

○議長（森本隆夫君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

事務員が2名ふえている分につきましては、まず1名が地域医療連携室にソーシャルワーカーの資格を持っている職員を1名異動していただきまして、地域医療連携室のほうの業務の充実を図ってございます。もう一名につきましては、議員おっしゃいましたその電子カルテシステムが入ることによって、医師のほうの医療の部門の事務的な部分の軽減というのはある程度図れるんですが、どうしても電子カルテシステムというのは非常に複雑なシステムでございますので、基本的には救急態勢をとっている関係で24時間稼働しているシステムでございますので、24時間常に職員がいて監視するわけではございませんが、専門的な知識を持っている職員が必要ということで、病院独自で採用した職員が1名ございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そしたら、この2名については一般事務じゃなしに、そういうような資格というか、その技術的に高度なものを持った職員、事務員なんでしょうね。そしたら、この職員は病院でもう雇用していくという職員になるんですかね。

○議長（森本隆夫君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたその電子カルテシステムの関係で病院で採用させていただいた職員につきましては専門知識を持っている、いわゆるSE等の経験のある職員でございまして、医療センターに長年、10年ほど勤めておった者を職員として採用してございますので、基本的には病院のほうでずっといていただくということが基本的な考えとなっております。で、もう一名、地域医療連携室のほうに異動、本庁のほうから異動した職員につきましては、もともと採用した時点で社会福祉士という資格を持っている職員でございまして、当院のほうで本庁のほう、町長のほうへ依頼をいたしまして地域医療連携室の充実を図るという意味で異動していただいた職員でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑なしと認め、認定第12号及び認定第13号の企業会計についての質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

認定第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第1号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第2号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第3号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第4号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第5号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第6号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。
認定第7号について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。
採決を行います。

認定第7号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。
認定第8号について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。
採決を行います。

認定第8号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。
認定第9号について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。
採決を行います。

認定第9号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。
認定第10号について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第10号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第11号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第12号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第13号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第14 報告第17号 那智勝浦冷蔵株式会社経営状況について

○議長（森本隆夫君） 日程第14、報告第17号那智勝浦冷蔵株式会社経営状況についてを議題とします。

報告を求めます。

観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 報告第17号那智勝浦冷蔵株式会社経営状況につきまして御説明申し上げます。

〔報告第17号朗読〕

資料といたしまして那智勝浦冷蔵株式会社の第1期決算報告書と、それに第2期事業計画書をつけさせていただいております。それと、別添としましてA4、1枚の那智勝浦冷蔵株式会社経営状況についての関係資料をつけさせていただいております。

決算報告について説明させていただきます。

那智勝浦冷蔵株式会社につきましては、町、勝浦漁業協同組合、勝浦魚商協同組合が出資する第三セクターとしまして平成26年1月6日発足、決算期日を3月31日と定め事業を行っております。

2月1日より那智勝浦町製氷貯氷施設、勝浦漁業協同組合冷蔵庫、勝浦魚商協同組合冷蔵庫の管理運営を開始いたしました。第1期の決算につきましては、6月2日に定期株主総会において報告されております。

1ページをお願いいたします。

事業の概要について報告させていただいております。

決算時期につきましては平成26年1月6日から平成26年3月31日までの約3カ月となっております。

まず、概要としまして、株式会社の現状に関する事項、その1としまして、当該事業年度における事業の経過及びその成果について記入させていただいております。那智勝浦冷蔵株式会社は那智勝浦町製氷貯氷施設の設置に伴い、製氷貯氷、氷販売、施設の維持管理に関する業務及び勝浦漁業協同組合の冷蔵庫及び勝浦魚商協同組合の冷蔵庫の管理運営を受け、那智勝浦町、勝浦漁業協同組合及び勝浦魚商協同組合が出資する第三セクターであります。

那智勝浦製氷貯氷施設につきましては、那智勝浦町より指定管理を受け、漁業者から一般の漁港利用者にわたる幅広い利用者に対して安定したサービスの提供を行っております。

1、事業の経営方針としまして当社は第三セクターとして勝浦市場にある大型冷蔵庫を一括して管理運営し、勝浦市場の安定した水揚げに貢献し恒久的な発展に寄与する。あわせて地域の経済の活性化に貢献することを方針として掲げ、事業を行っております。

2ページをお願いいたします。

事業内容についての説明でございます。

主要な事業内容としまして、製氷販売事業。事業内容と経過の概要につきましては、漁業者

から一般の漁港利用者にはわたる幅広い利用者に必要な氷を製造販売し、地域住民のために経費の引き下げ、または価格の維持を図るものとします。事業の成果としまして、製氷販売売り上げは2月に392.23トン、3月に502.94トンとなり、売上高は下記の表のとおりとなります。

餌料販売事業は、勝浦漁港入港漁船及び地域漁船の関係者に対し餌料の保全または価格の維持を図るものとしております。その事業成果としまして、マグロ漁船に対する積極的な営業努力の効果もありまして、2カ月間ではありますが、下記表の結果となっております。

次に、冷凍冷蔵保管事業につきましては、漁業者から一般の漁港利用者にはわたる幅広い利用者に必要な商品の冷凍冷蔵保管をし、地域住民のため経費の値下げ、商品の保全、または価格の維持を図るものとしております。事業の成果としまして、冷凍冷蔵庫保管入庫数は2月82.52トン、3月410.18トンとなり、事業売上高は下記の表のとおりとなっております。

まず、最初の表の氷・餌料事業販売事業売上高につきましては、氷売上高が2月、3月合計で895万6,946円、餌料売上高が合計6,340万9,625円、消費税が355万3,280円で、売上合計が7,591万9,851円となっております。

冷凍冷蔵庫の保管事業売り上げにつきましては、その下の表にございますが、2月、3月の保管料としまして1,185万9,641円、消費税としまして59万2,918円、合計1,245万2,559円が売上高となっております。

右のページの上の表につきましては、餌料販売の本年度の仕込み、そして売上高、次年度繰り越しの棚卸し額を一覧表にまとめたものでございます。平成26年度に繰り越しとしまして、数量としまして12万9,293.5キロ、棚卸し金額としまして2,251万8,110円、これは税抜きでございますので、消費税込みとしまして2,364万4,016円となっております。

次に、主要な営業所及び工場及び使用人の状況について御説明申し上げます。

主たる事務所是那智勝浦町築地7丁目6番地の6、勝浦魚商協同組合の事務所を使用させていただいております。製氷工場としまして那智勝浦町築地7丁目12番地、これは那智勝浦町製氷貯氷施設でございます。冷凍冷蔵工場第1工場としまして那智勝浦町築地7丁目8番地の2、これは勝浦漁業協同組合の冷蔵庫を借りたものでございます。冷凍冷蔵工場第2工場是那智勝浦町築地7丁目6番地の6、これは勝浦魚商協同組合の冷蔵庫を借りているものでございます。使用人の状況としまして、人数は15名でございます。平均年齢50歳でございます。

次に、株式に関する事項としまして、経営規模は出資金の額7,600万円となっております。発行株式総数は7,600株を発行しております。その持ち株につきましては、那智勝浦町5,200株、勝浦魚商協同組合1,200株、勝浦漁業協同組合1,200株でございます。

会社の役員に関する事項としましては、代表取締役として勝浦魚商協同組合木下森夫組合長が代表取締役となっております。そして取締役としまして勝浦漁業協同組合丸山参事と那智勝浦町観光産業課長がその役を、取締役を仰せつかっております。監査役としまして東義和さん、この方は勝浦漁業協同組合の役員でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

貸借対照表になります。

資産の部、1 流動資産、現金としまして15万3,686円を事務所内で保管しております。預金としまして8,402万8,258円、売掛金として1,760万1,839円、そして棚卸し商品としまして2,364万4,016円、資産合計といたしまして1億2,542万7,799円となります。

これに対しまして負債の部としまして、流動負債、買掛金、これは餌の仕入れの未払金でございます。3,625万6,815円、そして未払金、これは一般の、事務所での管理費等々の一般管理に係る仕入れ以外の部分に係る費用でございます。この未払金が441万62円、預かり金、これは源泉徴収及び社会保険料等の預かり金としまして18万3,349円、仮受金の630円は過誤納付に係る返還金のためのお金でございます。預かり保証金20万6,000円につきましては、氷販売用のICチップ103枚分の補償金でございます。そして未払い法人税等としまして321万2,100円が未払いとしてございます。流動負債の合計としまして4,426万8,956円となります。

純資産の部は1株主資本のうち出資金は7,600万円です。繰越利益剰余金としまして515万8,843円で、純資産としまして8,115万8,843円となります。

負債及び純資産の合計が1億2,542万7,799円となり資産合計と一致することになります。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

1 営業収益としまして、売上高8,837万2,410円を売り上げております。

次に、営業費用としまして、1 売上原価が当期商品仕入高が7,773万5,493円、当期末商品棚卸高が2,364万4,016円で、売上原価が5,409万1,477円となり、差し引き売上総利益は3,428万933円となります。

次に、2の販売費及び一般管理費については、以下のとおりでございます。

主なものの説明をさせていただきます。給与、手当にいたしましては15名分の654万1,410円を支出しております。次に、法定福利費におきましては15名分の法定福利費115万9,123円です。修繕費の215万9,376円は施設の点検及び修繕の経費でございます。光熱水道費1,187万8,131円は水道使用料及び電気使用料でございます。賃借料252万円につきましては、勝浦漁業協同組合の冷蔵庫等の賃借料としまして40万2,000円、勝浦魚商協同組合冷蔵庫の賃借料等としまして211万8,000円を支出しております。リース料は超低温用冷蔵庫の電源設備の部品のリース料と那智勝浦冷蔵株式会社でリースしておりますリフト1台分のリース料でございます。販売費及び一般管理費の合計は2,513万8,988円で、差し引き営業利益は914万1,945円となります。

3の営業外収益につきましては、受取利息及び雑収入合わせて3万7,847円を計上しております。

次に、営業外費用としまして創立費償却としまして80万8,849円、これは法人登記に関する印紙代及び司法書士の手数料等でございます。

差し引き売上利益は837万943円で、法人税、法人住民税及び事業税の未払い額321万2,100円を控除しまして、当期の純利益は515万8,843円となります。

次に6ページ、お願いいたします。

こちらには、株主資本等の変動計算書を記載しております。

資本としまして7,600万円の出資金、そして今年度の余剰利益が515万8,843円、資産の合計が8,115万8,843円となっております。

次、8ページをお願いいたします。

この決算にありましては、去る平成26年5月7日、監査役の東義和さんによって監査をしていただいております。

次に、お手元に別紙で1枚物でお配りしている資料をごらんください。

これは第三セクター設立のときに私どものほうで収支の事業計画を立てたものです。それと、ことしの、25年度の実際を比較した表となっております。

まず、売上高としまして、635万9,000円マイナスとなっております。この主な要因としまして、まず計画の期間が1月から3月でございましたが、実際稼働、冷蔵庫及び製氷施設の稼働を、事業を行うのが2月1日からとなったため、その1カ月分全費目において、ほとんどの費目においてマイナスの計上となっております。製氷貯氷、製氷販売事業につきまして計画と比べまして大幅な減となっております。これにつきましては、2月の水揚げ高が近年にない不漁ということで、その分2月の製氷の販売高が落ちたものでございます。凍結保管につきましても、製氷と同じように水揚げの落ちた分によりまして若干製氷につきましても大きな減少となっております。それに対して、餌料の販売につきましては当初の予定額よりも1,100万円弱を販売することができました。トータルしまして635万9,000円の計画からの減となっております。そのため事業総利益でも計画よりマイナス938万6,000円となっております。また、事業管理費につきましても、2カ月でございましたので人件費等々1カ月分不要となっておりますので、管理費全体で、管理費でも690万8,000円の減額となっております。

当期末の純利益としまして515万8,000円となりましたが、期間の1カ月の短縮及び2月の不漁の影響がありまして、全体では当初計画よりもマイナスの638万7,000円となっております。これにつきましては、今後経費等の支出につきましても経営努力をいたしまして利益を図ってまいりたいと考えております。

次に、後ろの2枚つけておりますけども、第2期の事業計画をお願いいたします。

勝浦冷蔵株式会社事業計画第2期でございます。

これは平成26年4月1日から平成27年3月31日までとなっております。

1ページをお願いします。

事業計画書。

那智勝浦町水産業の発展に向け勝浦漁港の水揚げ高増加を目標に那智勝浦町、勝浦魚商協同組合、勝浦漁業協同組合、また那智勝浦町水産振興会との連携、協力を得て製氷貯氷販売事業並びに冷凍冷蔵保管事業、餌料仕入れ販売事業へ積極的な活動を推進します。さらに、管理運営冷蔵庫2施設の有効な活用と経費節減に取り組みます。

製氷貯氷販売事業につきましては、漁業者から一般利用者までの幅広い利用に必要な氷を製造販売し、地域住民のために経費の引き下げ、商品の保全、または単価の維持を図るものでご

ざいます。

冷凍冷蔵保管事業につきましては、漁業者から一般の漁港利用者、また農業関係事業者等にわたる幅広い利用者にニーズに合わせた必要な商品の冷凍冷蔵保管をし、地域住民のために経費の引き下げ、商品の保全または価格の維持を図るものでございます。

餌料仕入れ販売事業、勝浦漁港入港漁船、地域漁船関係者に対し積極的な営業を行い、良質で少しでも安価で提供できるよう仕入れ、販売、購入者への信頼を得る努力をしております。

次のページをお願いいたします。

これは第三セクターの計画書の中で平成26年度の計画をそのまま今の冷蔵庫の予算書予算費目に置きかえて計上したものです。これはまだ2カ月たった後の計画になりますので、まだ当初上げた計画の売り上げ、支出でそのまま計上しております。この年度につきましてはマイナスを見込んだ予算の計上となっております。

以上、那智勝浦冷蔵株式会社の経営状況について報告させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） お尋ねいたします。

まず、監査役さんが1名になってらっしゃいますが、今後ともこのままで進められる予定なのかどうかということについて確認させてください。

それから、5ページの修繕費、先ほどの御説明では点検という御説明もありましたが、こちらの関係資料のほうでは施設修繕という記載になっております。それで、この修繕費、点検という御説明でありましたが、新しい施設でこれだけの修繕が発生しているというのが少し腑に落ちないもんですから、その点について御説明と、それから具体的にどういう修繕が、どういった業者にされたのかということの確認をさせてください。

で、細かいことなんですけども、監査報告の監査役、これ通常は署名をいただいて捺印だと思いますけど、こういうワープロ打ちのもので適切なのかどうかということを教えてください。

それから、先ほどの関係資料の中ほどちょっと上に、売上原価のところ餌料仕入れというものがございます。これ、こちらの資料でいくと水道光熱費1,187万8,000円とございまして、金額的にはこれと同じ額かと思えますけども、ここに仕入れというものが項目として上げられている理由について御説明ください。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、監査役の1人という指摘でございます。

これにつきましては、現在那智勝浦冷蔵株式会社のほうでも1名では、まだ足りないのではないか、2名が正しいのではないかとということで、1名ふやす方向で今検討しております。

次に、修繕料につきましてですが、この修繕料は町の製氷貯氷施設だけではなく、勝浦魚商協同組合の冷蔵庫を借りている分と勝浦漁業協同組合の冷蔵庫を借りている分、その修繕も入ってきます。そして、今のところ多いのが、それぞれエレベーターの点検、あるいは電気設備の点検等々が主なもので、小さい修繕はございます。全部で215万9,376円は小さな修繕及びそういった定期点検、関西電気保安協会等々の点検等も含めまして13回の点検及び修繕等を行っております。

そして、監査報告書の署名の件ですが、これはちょっと私どももこれは確認したいと思いません。

それと、餌料の仕入れについてのお話でしたが、この餌料の仕入れにつきましては、決算の報告書の中では、5ページをお願いします。損益計算書の中では、まずこの分を売上高から先に引いております。これはどうしてこう違ったのかといいますと、今主にその会計の出納を担当していただいている方が魚商協同組合の出身の方で、そちらの様式に今当てはめて行っているということでございます。ですから、この売上高の後の売上原価、これは今使ってる帳簿でありますと、餌料の仕入れ、これが売上原価となってきます。そして、電気代から超冷光熱水道費、ここまでの決算でいきますと1,187万8,000円というのは、この決算書でいきますと販売費及び一般管理費、こちらに入ってくる部分にございますので、その分ちょっと突合のしにくいかとは思いますが、その辺ちょっとよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） お尋ねします。

先ほどの修繕費ですけれども、修繕費に係る部分について、施設ですね、冷蔵庫、冷凍庫については賃借料として252万円、これ払ってるはずですね。普通、家なんか借りた場合ですね、家賃払ってる場合は家主さんが修繕するのが普通ではないかと思うんですけれども、この修繕費もすなわち貸してる魚商さん及び漁協さんが支払うべきものではないかと考えるんですけれども、いかがでございますか。

それから、この損益計算書と関係資料の勘定科目の違いですけれども、この勘定科目同じにさせていただくほうが見やすいかと思ひますので、次からは同じ勘定科目でやっていただきたいと思ひます。

次に、売掛金1,760万1,839円とありますけれども、この売掛金というのは月末締めいつ払いになってるのか。それは多分約束手形等はないと思うんですけれども、どういう支払いの形態になってるのか、お教えください。よろしくお願ひします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 御説明いたします。

まず、修繕料のことにつきましては、この事業を実施して冷蔵庫を借りて進めるに当たって、魚商協同組合及び勝浦漁業協同組合、そして町との第三セクターを設立するに当たっての打ち合わせの中で特別打ち合わせ中での決め事としまして、第三セクターで持つという取り

決めを行っております。

それと、勘定科目については、持ち帰りまして一度、来年に向けて検討させていただきたいと思っております。

それと、売掛金のことですが、これは月末締め15日支払いということでやっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この別紙ですけどね、別紙。課長、別紙ね。この別紙の中ほどに事業管理費として賃借料、この平成25年度計画では1月から3月までの間ですね、計画では278万円になってます。今度は実績では2月、3月、2カ月でありながら270万6,000円。7万4,000円しか違わんですね。普通、ほかのところだったら大幅にその1カ月分違ってきますけどね、これはどういうわけか。

それと、これは2カ月分で270万6,000円で、12カ月分だと、これ6掛けるんですよ、まあ単純に考えると。そしたら1,600万円ぐらいになるんですね。だけど、この最後のほうのね、いただいた報告第17号の最後のほうで、平成26年度の会計予算案では、この賃借料、まあリース料も入れてですね、942万6,000円となってある。この点、数字がね、うまく理解できないところなんですけど、この点についてお教え願いたい。

そして、今蜷川議員の指摘にもありましたように、何か魚商もこの株主ですね、漁協も株主という中で、修繕料は借りたものが修繕すると。これは古いんですからね、どんだけ修繕せんとわからんようになるかわかりませんよ。そこらあたりもひとつ安易にそういうふうな、幾ら株主2人だといってもね、こっちが5,200万円も出資してあるんで、あなたたちが1,200万円ずつ2,400万円しか出資してないんでね、やっぱりそこらあたりもね、それは全面的に修繕代はこっちが持つというような、そんな取り決めはおかしいと思うんですよ。

今蜷川議員も指摘しましたように、普通、車でもリースで借りますと、大体修繕、そら事故起こした場合は知りませんよ、だけど通常の運転でもって故障が起こった場合は貸したほうが持つと違う、これが当たり前と違いますかね、一般的な常識だと思うんですよ。その点についてのその考え方をひとつお教え願いたい。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、賃借料の270万6,000円につきましては、漁協、魚商の施設及びそちらでリースで使っていましたフォークリフト等のリース料、合わせまして1カ月分で250万200円を支出しております。あと、それにつきましては、直接那智勝浦冷蔵株式会社でリースしましたものが1台ございまして、そのリース料と合わせて270万6,000円となっております。

そして、まず修繕料につきましては、現在点検と軽微な修繕、日常的な管理に係る軽微な修繕であります。この中で大きな修繕が出た場合は、また協議して対応していきたいと考えております。

そして、賃借料の26年度の予算案でございますが、これの856万円につきましては冷蔵庫等

の賃借料、勝浦漁業協同組合及び魚商協同組合の施設等の賃借料でございます。このリース料につきましては、那智勝浦冷蔵株式会社で直接借り受けましたフォークリフトのリース料、これを上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 課長、私ね、この中身を言えいうんと違うんですよ。3カ月分で278万円であったものが2カ月分で270万6,000円になるというのはおかしいですねと云ってる。

それからですね、これは2カ月分であるんで、それを12カ月分ですると、これ12カ月分ですとということで計算しますと6掛けるから1,600万円ぐらいになるんですよ。一千六百二、三十万円になるんですね。そしたら、こっちがですよ、26年度の会計予算案ではそのリース料も入れて942万6,000円となるんで、これはどういうふうなことになってるか、これを説明願いたいという、そういうことだけなんです。これは高いとか安いとか言うてないんです。

二百何十万円もですよ、270万6,000円というたら軽微と違いますよ。軽が2台買えますんでね、軽トラック。ええやつ。そのぐらいの修繕費なんですよ。だから私こういうことになるから、最初るとき、議案審議のときですよ、この2つ、古い冷蔵庫2つ借り受けるというのはやめたほうがええんやないですかと申し上げたと思うんです。そういうことも耳貸さないでこういうことするからね、こういうことになるんですよ。

これからね、やっぱり町民の皆さんにきちっと説明できるような形で運営していただきたいと思えますわ。

だけど、この今尋ねたことについてもひとつ御説明願いたい。

○議長（森本隆夫君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時45分 休憩

16時24分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定しました。

延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時24分 延会